

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	3
第2 一般質問	3
今 野 隆 之 議員	3
1 「脱炭素社会」の実現に向けた取組について	
2 子どもの貧困対策について	
3 危険ブロック塀等の安全対策について	
高 久 時 男 議員	26
1 コロナ禍における町の対応について	
2 J A F 観光連携推進事業について	
木 村 範 雄 議員	44
1 道路側溝脇の整備について	
2 新型コロナウイルス感染症に関する検査の拡大について	
3 土地の有効活用について	
安 田 知 己 議員	61
1 学校のコロナ対策について	
2 町民プールについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和3年6月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	菅野勇君
上下水道部課長	鈴木義光君
会計管理者	鈴木則昭君
会計課長	折笠ゆき江君
教育長	本明陽一君

令和3年6月定例会会議録（6月9日水曜日分）

教 育 部 長

菊 池 信 行 君

代 表 監 査 委 員

宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

庄 司 英 夫 君

局 長 補 佐 兼 係 長

大 枝 大 将 君

主 任

青 砥 裕 司 君

議 事 日 程 （第2日）

令和3年6月9日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、16番 渡辺幹雄君、1番 今野隆之君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

1番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔1番 今野隆之君 登壇〕

○1番（今野隆之君） 改めまして、おはようございます。1番、会派TEAMガンバリ府の今野隆之でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、今回は3件質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1、「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みについて。

2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向け、世界各国が取組を加速させています。昨日時点で、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体は363の市区町村となっており、割合は20%程度にとどまっております。環境省では、自治体に対し情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入について一貫通貫の支援を表明しております。

そこで、脱炭素社会の実現に向けた町の取り組みについて伺います。

（1）県内の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体は、宮城県、気仙沼市、富谷市、美里町、仙台市、岩沼市となっておりますが、町でも表明を検討すべきと考えますが、いかがでし

ようか。

（2）過去の一般質問において、気候非常事態宣言の表明は、先進自治体の状況を確認しながら、議会との共同宣言や広域的な連携について検討するとのことでありました。利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定も含め、現在までの検討状況を伺います。

（3）国は、2030年度の温室効果ガス排出量の新たな目標を「2013年度比で46%削減する」と発表しましたが、利府町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減目標等も改定すべきではないでしょうか。

（4）新築住宅の断熱化や太陽光発電の普及促進などに対する補助金の検討を含め、今後の取組を伺います。

（5）再生可能エネルギーの地域でのメリットには、産業と雇用の創出や、災害にも強い地域社会づくり等につながる事が挙げられます。地域全体の活性化にもつながるため重要であると考えますが、町は再生可能エネルギーの導入状況を把握しているでしょうか。また、今後の導入促進の取組を伺います。

（6）脱炭素ライフスタイルへの転換について、今後の取組を伺います。

2、子どもの貧困対策について。

2020年7月17日に厚生労働省が発表した2019年国民生活基礎調査によると、子供の約7人に1人が貧困状態にあることが明らかになりました。とりわけ、独り親世帯の貧困率は48.1%、独り親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子家庭）は69.8%とかなり高い割合となっております。

コロナ禍で、子供たちの困窮がさらに広がり、深まる事が懸念される中、生活や教育の支援、保護者に対する就労等、経済的な支援を実施していかなければなりません。

そこで、子供の貧困について町の考えを伺います。

（1）子供の貧困は見えにくいと言われていますが、町ではどのようにして実態の把握を行っているのでしょうか。

（2）独り親家庭の子供に対し、学習支援や食事の提供等を行っている自治体もありますが、町としても検討してはいかがでしょうか。また、生活や就学のための経済的補助を拡充すべきではないでしょうか。

（3）河北新報の本年5月16日の社説によると、「子供の利益を守ることを第一に、養育費の不払いをなくすための仕組みづくりが急がれる」とありますが、町としても支援を検討すべ

きではないでしょうか。

（４）第２期利府町子ども・子育て支援事業計画では、「地域の身近な相談者である、民生委員・児童委員等を通じて、子ども食堂や学習支援等に関する情報を提供します」とありますが、地域コミュニティの変容もある中でどのように行われているのか伺います。

（５）子供が通う学校からのケアも重要となります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用はどのように行われているのか伺います。

３、危険ブロック塀等の安全対策について。

2018年6月に発生した大阪北部地震では、登校途中の小学生が、倒れたブロック塀の下敷きになり死亡する痛ましい事故が起きました。町内の通学路にも、危険ブロック塀等はまだ21か所あるとのことであり、早急な対策が必要であります。

そこで、危険ブロック塀等の安全対策について、町の考えを伺います。

（１）危険ブロック塀等の把握状況、通学路における危険箇所への対応を伺います。

（２）町は所有者に危険度の周知、改善等の働きかけをどのように行っているのか伺います。

（３）対策を進めるため、除却費用の補助金を引き上げるべきではないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みについて、２、子供の貧困対策についての（１）から（４）、３、危険ブロック塀等の安全対策については町長。２、子供の貧困対策についての（５）は教育長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 皆さん、おはようございます。

１番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の脱炭素社会の実現に向けた取り組みについてお答え申し上げます。

（１）の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明についてでございますが、脱炭素社会に向けて2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した自治体は、今月の1日現在、都道府県を含めて390自治体と増加傾向にございます。本町といたしましては、宮城県や近隣市町村の動向を確認しながら、ゼロ表明や脱炭素に向けた主な取組、施策について前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）の気候非常事態宣言の表明についてでございますが、昨年9月定例会において、土村秀俊議員に答弁しているとおり、気候変動が原因と見られる災害が増加しており、本

町においても猛暑、台風、集中豪雨、洪水などのリスクは年々増大していると考えております。

県内で唯一気候非常事態の宣言を行っている東松島市においては、SDGsの理念に賛同した東北SDGs未来都市サミットを構成する5市町共同でのこの宣言を行っており、持続可能なまちづくりの一環として相互に連携して対策を講じていると伺っております。また、岩手県内では、単独で宣言を行っている市町もありますので、これらを参考としながら、本町においても宣言について検討したいと考えております。

また、利府町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定につきましては、昨年の9月定例会において鈴木晴子議員に答弁しているとおり、都道府県には地球温暖化対策の推進に関する法律により温暖化対策実行計画の区域施策編の策定が義務づけられており、既に宮城県が策定している地球温暖化対策実行計画の区域施策編には、市町村の役割が位置づけられておりますので、引き続き宮城県と連携して温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（3）の利府町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定についてでございますが、本事業、本実行計画については、計画期間を平成30年度から令和12年度までの13年間としておりますが、その計画期間内においても科学技術の進展などにより地球温暖化問題を取り巻く情勢は急速に変化していくことが想定されるため、計画は5年程度を目安に見直しを行うこととしております。

本町におきましては、これまで庁舎照明のLED化や公用車へのハイブリッド車、燃料電池自動車の導入などの温暖化対策を進めてまいりましたが、それに加え、今年には既に予算について議決をいただいておりますとおり、町内に設置している防犯灯約2,700灯と道路灯約500灯のLED化を決定しており、それによって消費電力量を従来の約8割削減することを目指すなど、積極的に温室効果ガスの削減に向けた対応を進めています。このたび、国の新たな目標、温室効果ガスを平成25年度比で46%削減が例示されたことから、令和4年度を目安に、これまでの取組などを考慮しながら、本実行計画の改定を進める予定であります。

次に、（4）の新築住宅の断熱化や太陽光発電の導入促進などに対する補助金についてでございますが、県においては住宅向けのスマートエネルギー住宅普及促進事業補助金などの助成事業を実施しておりますが、本町単独での助成事業は現在行っておりません。今後、本町でも再生可能エネルギーの導入を促進するため、新築住宅の断熱化や太陽光発電普及を目的とした他市町村の補助金制度や国土交通省によるグリーン住宅ポイント制度の動向などを研究しながら、助成事業の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、（５）の再生可能エネルギーの導入状況と導入促進の取り組みについてでございますが、再生可能エネルギーは太陽光や風力、地熱やバイオマスなど、その活用形態は様々であり、町内でも多数の導入例が散見される場所ですが、町では届出義務のある農地への太陽光パネルの設置は把握しているものの、その他の設置状況については把握しておりません。

今後の町としての導入促進への取組につきましては、温室効果ガス排出抑制の効果などについて、機会を捉えて町民の皆様にご周知していくとともに、今年7月に開館する文化交流センターにおいて地熱を利用した空調システム、太陽光発電設備、雨水利用システムを導入したことから、再生可能エネルギーを積極的に導入した身近な施設としてPRしていきたいと考えております。

次に、（６）の脱炭素ライフスタイルについての取組についてでございますが、環境省が推奨する脱炭素ライフスタイルにつきましては、生活全体に関する二酸化炭素の排出の大幅削減を図るための具体的な数値や取組が明記されており、このライフスタイルへの転換には食事、移動、住居に関して町民の皆様一人一人の意識改革が必要であると認識しております。このため、今後環境まるごとフェアの開催時など、機会を捉えて二酸化炭素の排出の大幅削減の必要性について喚起し、対策の具体例として食品ロスの削減や公共交通機関の利用、エコドライブやエコカーの活用、住宅の断熱化やテレワークの推進などを紹介し、意識改革を促進するとともに、身近なことから実践していただけるよう啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の子どもの貧困対策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の子供の貧困の実態についてでございますが、本町では平成29年に18歳未満の児童がいる世帯を対象とした子供の生活に関する実態調査を実施し、子供の貧困の実態について把握しているところです。単純に比較はできないものの、国民生活基礎調査による子供の貧困率、全国平均13.5%に対し、本町の貧困の指標となる貧困線未満の世帯の割合は5.8%であり、7.7ポイント下回った数値となっていることから、全国的に見ても貧困の割合が低い状況となっております。しかしながら、貧困線未満世帯5.8%の内訳を見ると、ひとり親世帯が41.2%と高い割合を占めており、ひとり親世帯での子育ての大変さ、さらには支援の必要性が高まっていると認識しております。また、子供の貧困の把握について、本町では保育・教育施設や民生委員、小児科医、警察関係者などにより構成する子供の保護に関する地域協議会により情報共有を図るとともに、常日頃から連携して児童を見守り、気になる点が見受けられるときには町へ連絡をいただける体制となっております。

次に、（2）のひとり親家庭の子供への学習支援や食事の提供等の検討についてでございますが、本町の調査結果において、貧困線未満の世帯では教育の支援や生活の支援を希望する割合が高くなっていることから、ひとり親などに対象を限定することで懸念される差別やいじめを避け、全ての児童を対象とした事業として放課後子ども教室や子どもの居場所づくり事業などを実施しております。また、食事の提供等につきましては、町内1か所で子ども食堂が開設されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は行われておりません。このようなことから、本町では昨年、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に苦慮しているひとり親世帯に対し、食品の詰め合わせセットを配付したところです。

なお、生活困窮に伴い食料支援が必要と判断した場合には、宮城県が生活困窮者自立支援事業として業務委託を行っている一般社団法人宮城県南部自立相談支援センターと連携し、食料等を届ける体制が確立しております。

次に、経済的補助の拡充についてでございますが、本町では新たな子育て世帯への経済的支援として、18歳の年度末までの児童が受診や薬剤の処方を無料で受けられるよう、今年4月から子供医療費助成制度を拡充しております。今後とも、社会情勢や町民ニーズを踏まえた上で、本町としてより効果的な子育て支援サービスを提供できるよう検討してまいりますので、御理解願います。

次に、（3）の養育費不払いに対する支援についてでございますが、議員御指摘のとおり、養育費を受け取れない状況にある保護者の方がいることも事実であります。離れて暮らすことになっても、子供の親であることに変わりなく、子供に対する親としての経済的な責任を果たし、子供の成長を支えることはとても重要なことであり、義務であると認識しております。

本町においては、窓口において養育費の支払いなどについて取り決めることの大切さや、養育費の不払いに備える方法などが記載された子供の養育に関する合意書作成の手引を設置し、離婚届の相談時などにお渡ししているところであります。国では、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、離婚に関する法制度の見直しに着手しておりますので、町といたしましても、その動向を注視しながら、子供たちの健やかな成長のために必要なことや支援について検討を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、（4）の民生委員・児童委員を通じた情報の提供についてでございますが、民生委員・児童委員の皆様には、日々の相談業務において、地域の相談者に寄り添いながら、家庭状況などを把握し、必要な情報の提供や必要な支援を受けられるよう活動していただいているとこ

ろであります。今般の新型コロナウイルス感染症の影響下においては、感染対策を講じながら、訪問による相談対応や情報提供を行っていただいております。

今後につきましては、関係機関との連携を図りながら、適切な相談業務を実施し、実態把握に努めるとともに、広報りふやホームページ、SNSなどを活用した情報提供を行ってまいります。

次に、第3点目の危険ブロック塀等の安全対策についてでございますが、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

危険ブロック塀等の状況把握につきましては、宮城県小学校通学路内ブロック塀等実態調査実施要領に基づき、平成30年11月に宮城県と共同で安全点検を実施しております。調査の結果、対象となるブロック塀107か所のうち、改善が必要と判断されたブロック塀33か所について、所有者に対して対策を講じるよう宮城県仙台土木事務所から危険度と併せて改善依頼を通知しております。また、改善状況につきましては、これまで16か所のブロック塀の改修が済んでおり、現在改善が必要とされるブロック塀は17か所となっております。

町といたしましては、引き続き広報りふ等を活用して、ブロック塀等の安全対策についてPRを行うとともに、補助制度を活用した早期改善について周知してまいります。なお、補助金につきましては、現行制度で上限25万円の補助金を助成しておりますが、小学校からおおむね500メートル以内の通学路に面して設置されているブロック塀につきましては、今年度からこれまでの補助制度に上乘せして、3万7,000円の補助額の増額を行っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 1番 今野隆之議員の第2点目の（5）についてお答え申し上げます。

まず、初めに担任教諭、教科担任、養護教諭が子供たち一人一人の特性を把握し、児童生徒のささいな変化にも気づくように努めております。

スクールカウンセラーの活用につきましては、子供の貧困に関わらず、児童生徒に対するカウンセリングが主となり、必要に応じて保護者に対する相談に応ずることも大切な役割となっております。児童生徒の様々な悩みが相談できるように、小学校に2名、中学校に3名、延べ5名を配置しております。

スクールソーシャルワーカーは、中学校区ごとに3名配置し、学校だけでは対応が困難な不登校児童や虐待、また生活環境などの相談を受け、家庭や関係機関と連携しながら、子供を取り巻く環境改善を図るように活動しております。

今後も、引き続き学校、家庭、関係機関との連携を図り、きめ細やかな相談支援体制づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 連日、地球温暖化、脱炭素社会についてニュースになっております。我が国では、国・地方脱炭素実現会議が開催されまして、本年6月までに脱炭素ロードマップ及びその実施に向けた今後の国と地方の連携策等を内容とする会議の取りまとめが行われる予定となっており、2030年まで脱炭素の取組が全国に次々と広がる脱炭素ドミノを実現することを目指すとされました。また、改正地球温暖化対策推進法が5月26日に成立し、2050年の脱炭素化が法律に明記され、来年4月に施行予定となっております。

岩沼市では、昨日市長が議会で2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。岩沼市のその脱炭素に向けた主な取組・施策は、再生エネルギーの普及促進、緑を生かした環境づくり、省エネ社会の実現、環境に優しい地域モビリティの構築、循環型社会の構築の実現のため各種施策を推進する、次期総合計画・次期環境基本計画等に明記予定、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についても今後検討、と表明しております。

今年になってから、表明する自治体は倍増しております。近隣市町村の動向を確認しながらのことですが、早急に表明すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

本町といたしましては、宮城県や近隣市町村の動向や、既に発表している市町村の状況等を確認しながら、ゼロ表明や脱炭素に向けた取組等について慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） できるだけ早めに表明すべきだと思います。

次に、東松島市、先ほど町長もおっしゃっていましたが、環境問題に熱心に取り組んでいる先進自治体であります。SDGs未来都市、環境未来都市、バイオマス産業都市に選定されております。町でもいろんなことにチャレンジして、SDGs未来都市に応募すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

SDGs未来都市構想は、SDGs達成に向けた自治体による優れた取組を提案した都市を選定する国の事業であります。選定された都市は、取り組むべき3年間の計画を策定し、その実現を目指すこととなります。実現には、選定されている東松島市レベルの組織体制が必要となることや、町民、各町内の事業者等の協力体制、こういったものも構築する必要があることから、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、SDGsに取り組んでいくことはとても重要であり、SDGs未来都市と自治体SDGsモデル事業に選定されれば、国による計画策定の支援、経費の財政的支援などを受けることが可能となることは非常に魅力的だと思います。令和3年度の募集は既に2月に終了しているのですが、令和4年度はぜひ検討していただきたいのですが、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 繰り返しにはなりますけれども、いろいろな部分で検討をしながら考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

では、（2）に移ります。

町単独での策定は行わないで、県と連携して温暖化防止対策に取り組むとのことですが、具体的にどのように取り組んでいくのか。実際に今も取り組んでいるんでしょうけれども、そこら辺のところをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 基本的には、県が推奨する対策等を周知しながら、特に食品ロス、公共交通の利用など、現状や効果を示しながら、住民に対して周知を図りながら、町といえどもいろいろな施設で、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、リフノスの環境型の施設、あるいは防犯灯のLED化、こういったものを率先して町のほうで進めながら、住民に周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、（3）に移ります。

令和4年度を目安に改定を進めるとのことですが、近々国・県から通知が発出されると思ひ

ます。今から当然取り組んでいかなければならないんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

現在、町では事務事業編のみ策定しております。この改定が、先ほど町長お話ししたとおり5年に一度ということで、令和4年度をめどに改定する内容となっておりますので、これに併せて検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

次に、温室効果ガス排出量調査、これ令和元年度分の集計が公表され、毎年度進行管理していくようになっていますが、進行状況、これは町としてどのように評価しているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 町の事務事業編の中で、庁舎あるいは町で管理している総合体育館、給食センター、そういったものの電気量あるいはガス、そういったものの使用量が表示されております。これの目標につきましては、現状で令和元年度が目標値で12.7%削減という目標に対しまして、実質的には25.2%削減ということで大きく目標を上回っておりますので、評価できるものと判断しております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 今後も取組を強化していただければと思います。

それと、具体的な取組内容について伺いますが、何々について努めるという表記が多いんですけれども、ここに数値目標を入れられるものは入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

そういった数値目標についても、今後令和4年度の改定に向けて検討してまいりたいと思います。現在町で取り組んでいるものについては、先ほど町長がお話ししたとおり、その公用車の低燃費車の購入であったり、庁舎内での文書のペーパーレス化、あるいはLED化、自販機についても一部ですがLEDだったり省エネ型だったり、そういったものを推進しておりますので、こういったものも含めて、今後令和4年度の中で検討していきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、省エネの推進の項目で、各施設の省エネ化または再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの有効利用に努めるとあり、具体的内容が示されていますが、これの進行状況を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

先ほど数字的なものも申し上げましたが、庁舎内、全部ではないですけれども、かなりの数で照明等LED化されています。それから、庁舎内ではそのほかに事務用品、プリンターのトナーであったり、こういったものも全て再生利用を利用させていただいております。今回、文化複合施設では、地熱による空調設備、太陽光、それから雨水の利用、そういったものも推進しておりますので、こういった部分で今後もどんどん町として、まず町民に対して町でこういうことを率先していますよというものをPRしながら、こういった意識醸成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

では、（4）に移っていきます。

国・県による補助金制度があり、県はスマートエネルギー住宅普及促進事業補助金制度を導入しております。また、令和3年度においては、各市町村によって対象者、対象設備、補助金額、限度額等の違いはありますが、県内35市町村のうち半数近くの16市町村で助成を行っています。特に、太陽光発電システムについては11市町村で助成を行っています。先ほど答弁ありましたけれども、検討するというふうなことですけれども、やっぱり早急に町も何らかの助成を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

それと、太陽光パネルの寿命については、大体20年から30年と言われているんですが、劣化した場合のその取替費用について、町はどのように考えているか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 県内のそういった補助事業の状況は確認しております。太陽光発電に対する補助を行っている市町村は多い状況で、太陽光以外の発電の補助についてはエコキュートだったりHEMSだったり、こういったものが目立っているというふうな状況は確認しております。

本町においても、一般住宅での太陽光発電システム導入状況は、令和2年度末、これで県の指数ですが594件、町の世帯数から設置率を考えると4.33%と、県内でちょうど15番目、真ん中へんという形になっていますので、こういったものを数値的にとらえておりますので、こういったものについても今後検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

新聞報道によると、政府は新築住宅に太陽光パネルの設置を義務づける検討を始めたというふうなことで、脱炭素社会の実現に向けて再エネの利用拡大を図るが、その住宅価格の上昇要因になるとして反対論も根強いというふうなことみたいなんです。それで、今月下旬にも方向性を示す方針だということですがけれども、雪の多い地域の知事からは、一律で義務化は無茶な話だなんていうふうな声も上がっております。新築住宅に太陽光パネルの設置というのは非常にいいことだと思うんですよ。ただ、そういった一律でというのは無茶という話もありますけれども、やはりそこら辺は考えて、町のほうでも考えていただいて、先ほども言いましたけれども太陽光パネルに対しての補助金を出すとか、そういったことを考えていただければありがたいと思います。

次に、（5）に移ります。

再エネのメリットとして、化石燃料購入で海外に流れていたお金が地域内で回るということも挙げられます。行政、事業者、各種団体、地域住民が相互に理解、協力しながらやっていかなければなりません、町としての考え、取組を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答え申し上げます。

再生可能エネルギー、特に現在普及しているのが太陽光の部分かと思っております。これについては、天候や季節などいろいろな環境的な要因によって左右される部分がございますので、メリット・デメリット等を見極めながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

次に、農地への太陽光パネルの設置は把握しているということですが、その他の設置状況は把握していないということです。これは把握すべきものと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

町への届出としては、農地法によります農地の転用という形での届出、こちらが18件、そのほかに県・国で発表しているもので、要は発電事業者としての登録、これに関しては利府町分として52件という部分は捉えておりますが、これが農地部分と重複する部分もありますので、この辺は精査して確認しなくてはいけない部分かなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 把握している自治体もありますので、そこら辺の先進自治体を参考にし
てやっていってもらえればと思います。

再生可能エネルギーの導入促進のために、独自に実施している施策等がありますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

現在のところ、そういったものに関しては行っていないのが現状でございますので、その部分についても今後令和4年度をめどに検討は進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

次に、町の再生可能エネルギー政策を所掌する組織体制はどうなっているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 組織体制ということですが、現状で町民生活部生活環境課内の環境係のほうが対応している形になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 再生可能エネルギー政策において、自治体はどのような役割を担うべきかを精査してやっていかなくちゃならないと思うんですけども、今環境衛生係というふうなことです、これを課に格上げして、脱炭素だったら利府町と言われるぐらいの意気込みでやっていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

課への昇格ということでの御質問だと思います。組織に関しては、役場全体もしくは行政課

題に対応するための組織編成が重要ではないかなというふうに考えております。これは全体的にでございます。あと、今年度8部18課2室4局、新たにスタートしたばかりでございます。まず、この組織体制で全ての行政課題のほうに邁進したいというふうに現在のところは考えているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。ぜひ検討していただければと思います。

県内で再生可能エネルギーに関する条例を制定している自治体は、富谷市、大崎市、丸森町の2市1町です。丸森町では、丸森町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を制定し、環境基本計画を策定し、未来につなぐ豊かな丸森環境づくりプランと位置づけております。栗原市では、パブリックコメントを実施しており、制定に向けて準備しております。町でも条例を制定すべきものと考えますが、町としての考え、今後の取組を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

富谷市、大崎市、栗原市、丸森町などの資料については、当方でも取り寄せておまして確認はしております。必要性は理解いたしますが、現状としていろいろな事業を行っておりますので、優先順位を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 丸森町の環境基本計画を一度見てください。見ていらっしゃるのかもしれませんが、59ページからなっていますが、町の現況と課題、将来像、施策の展開、重点プロジェクトなどが書かれていて、非常に素晴らしいものです。ぜひ参考にしてもらいたと思います。

次に行きます。（6）町民の環境に対する意識の現状について、どのように把握しているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

町内、町民全部ということになりますと、今野議員のように意識の高い方もかなり多くいらっしゃると思います。ただ、全体として全員が、全ての町民がそういったものを理解しているかということ、なかなか難しい部分もございますので、今後町といたしましては、繰り返しに

なりますが、いろいろな情報を提供しながら、町民の意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） アンケート調査は実施したことがあるのでしょうか。もし実施していないのであれば、こういった調査も実施して、それを施策に生かしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

アンケート調査などについても、過去の部分はちょっと私のほうでも確認はできていませんが、今後その令和4年度に向けてちょっと検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

環境省が、令和2年3月7日に発出した脱炭素型ライフスタイルの施策によると、気候変動問題に対しての危機意識、関心が世界と比較して日本人は低いんですね。それで、脱炭素ライフスタイルに向けた一人一人の行動変容の実現が課題となっていますが、どのように町として行っていくべきか伺います。また、町民が環境活動に取り組むための重要なファクターは何かを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

いろいろな部分があると思います。町民に対して町で今取り組んでいるもの、それから県・国の動向、そういったものをできるだけ多く機会を捉えて周知しながら、町がまず、県の計画にも書いてありますけれども、地域の一事業者、一自治体として、町民の先頭に立ってそういった環境問題について取り組んでいくというふうな部分を書き込まれておりますので、こういったものを周知しながら、町民が一つ一つ対応しやすいものから順次皆さんにお知らせして、少しずつ対応していきたいなというふうに考えております。そういった部分も含めて、令和4年度の改正に向けて検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

国の中期目標として、家庭由来のCO₂は4割削減が必要で、徹底した省エネを行うことで

達成可能となっております。例えば、4人家族で戸建て住宅の場合、照明を全てLEDに変更、全居室の窓を複層ガラスに変更、10年前のエアコンを最新型に買換え、あと冷蔵庫ですね。今私4つ言いましたけれども、このうち3つ以上を行えば達成可能との試算が出ているんですね。ただ、何せお金のかかることなので、なかなか難しいとは思いますが。八王子市では、省エネエアコン設置費補助制度を導入しています。町民が暮らしの中で取り組めるようなインセンティブやそのきっかけづくりが必要不可欠だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

町長答弁の中にもございましたように、まず町民が取り組みやすいもの、食生活、要は食品ロスであったり照明のLED化、LED化に関しては、今現在かなり簡易的に取替えとかできますのでそういった部分、あるいはエコカーの部分の導入だったり、そういったものを、まず取り組みやすいものから順次町民にお知らせしながら対応をしていけるように検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 省エネ家電設置費補助制度を、ぜひ実現してもらえるように検討してください。

最後に、地域脱炭素は、地域課題の解決につながる地方創生だと言われていています。地域の魅力と質の向上を図り、町も脱炭素に対して野心的な目標を次々と設定して先進地域を目指していけば、町総合計画の人口5万人、市制移行にも大きく寄与するものと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 今野議員の再質問にお答えします。

大変志が高い、または野心的な御質問をされて、大変感銘を受けて聞かせていただいております。ただ、私たちかなり自治体として取り組んでいることは、かなり他市町村に先行したことを利府町ではやっていると自負しております。それが、宣言するとかPRするとか、そういうところにはまだ至っていないというところで、まず積み上げることから、今野議員も御案内のとおり県内の市町村長でFCVの車を公用車として使っているのは利府町のみです。そういったことも最先端の取組とチャレンジをしていますので、そういったことも踏まえて、まずは私たちができることをしっかりとやっていくということ、それに評価をってもらうという

ころがついていけばいいのではないかと、まずは行動で示していこうと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、ありがとうございます。

次に、子供の貧困に移っていきますが、子どもの保護に関する地域協議会、これ子供の貧困に限ってはこういったその具体的に協議会で、例えばいろいろ協議したり、あと対応したりというのをやっているか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

子どもの保護に関する地域協議会ですが、こちらのほうは虐待を受けているなど保護を必要とする子供の早期発見や適切な保護を得るため、関係機関が情報を共有し、適切な連携を行うことを目的とし、児童福祉法25条の2の規定に基づきながら立ち上げた協議会となっております。実際には、虐待もメインにはなってきましたが、子供たちの貧困とかそういった部分についても、この協議会の連携する中で情報を共有しながら、子供の支援に努めております。

なお、協議会につきましては、代表者会議、実務者会議、ケース会議ということで、具体的に3つの会議がありまして、実際に保護をしたり支援をする場合においてはケース会議を関係する方たちと開きながら、実際に支援をしていくという体制になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました、ありがとうございます。

子供の貧困すなわち家庭の貧困、日本における貧困は、社会で多くの方が享受している標準的な生活を送る機会が得られない相対的貧困であります。原因として、独り親家庭、ワーキングプアなどの社会的背景、教育格差による貧困の連鎖などが挙げられます。経済的に苦しい家庭に育った子供たちが、大人になっても貧困から抜け出せない貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあつてはなりません。これに対しての町の考え、対策を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、貧困というところにつきましては、個人の力ではどうにもならないことが多く、支援がなければ貧困の連鎖に入ってしまう、抜け出すことが困難になってしま

うということは承知しております。そのような状態にならないように、行政や援助機関による支援やコミュニティ内の助け合いなど、セーフティーネットが必要と考えております。

町におきましては、親の経済に起因する場合につきましては、南部自立相談支援センターなどと連携し、食料支援、就業支援など、保護者の状況に応じながら多角的かつ柔軟に対応を図っているところでございます。また、親の収入があり、子供への関心がない場合も想定されます。この場合につきましてはネグレクトを考慮し、虐待対応を含め、学校等の関係機関と連携しながら対応しているような状況になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 貧困の連鎖を断ち切るには、例えば子供が高校進学を果たして、その将来の選択肢を広げることが不可欠であると思います。しかし、国の調査によると、生活保護世帯の中学生の高校進学率、これは90.8%にとどまっています。全体は98.6%なんですね。大分低くなっていると思いますけれども、この状況をいかが考えますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

子供たちが様々な機会を奪われながら、学習の機会とか、今言われているのがヤングケアラーという問題も浮上してきているところです。学習をしたいのに、学習する機会が親の介護によって奪われているというところもあります。教育委員会とも連携しながら、そういったところの課題についても取り上げて、どういうふうな形で支援していくかというところも、今年の1月か2月でしたか、新聞・テレビでもありましたが、連携する立ち上げをしたところです。そういったところにならないように、町・学校みんなで連携しながら学習の機会を確保していくなり、生活支援していくというところを努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。貧困の連鎖、これは非常に深いものがありますね。それを断ち切るには何が必要なのか、町長の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 今野議員の再質問にお答えします。

貧困の連鎖を断ち切るということだと思います。大変重たい課題であります。私も、実は松下政経塾にいるときは貧困問題を専門に研究・調査をしておりました。それにまつわる自殺率の高さとか、そういう地域に入り込んで調査をしておりました。貧困を断ち切るのは、まずは、

私はこれ語弊があるかもしれないですけども、やっぱり家庭がしっかりしていること、これが第一義的に来ると思っております。あとは、病気にかからないこと、これも非常に貧困に陥らないための重要な要素なのではないかなと思っております。それに、なりわいがあるとか、たくさんあるんですけども、教育もその一つだと思っておりますが、最近はその教育があまりにもお金がかかり過ぎていると、1人の子供を成人するまで学校出す、全部私立行かせたら2,000万円以上かかるということも調査で出ておりますので、そうしたところをなるべくお金をかけないようにするための政策も必要かなというふうに個人的には思っておりますが、貧困の連鎖というのは非常に複合的であります、今挙げたような要素が一つでも断ち切れればいいのではないかなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、ありがとうございました。

次に、支援を受けることへの後ろめたさ、恥ずかしさで自ら手を挙げづらい状況があります。経済困窮だけでなく、複合的な困り事を抱えているケースが多いと思われま。コロナ禍で雇用情勢が悪化したことなどによって、生活保護申請が11年ぶりに増えたとの報道がありました。利府町はどういう状況なのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

利府町におきましても、生活保護に関する相談だったり保護申請というのは、大きくは増えていないですが増加傾向にある状況になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 次に、対象者を発見し、支援していくために、教育、福祉、子育て部門の十分なその連携が必要だと思うんですけども、連携は取れているのか。それで、3月までは子育て支援課が教育総務課と同じフロアでしたけれども、4月からフロアも変わって、その連携が取りづらいのかなとか思ったりするんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

教育委員会との連携という点でございますが、先ほどもお話ししました子どもの保護に関する地域協議会の中には、学校の校長先生とかも委員になっております。また、今まで同じフロアで培った連携の力がありますので、引き続き連携体制で対応できているものと考えておりま

す。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、（2）に移ります。

社会保障制度があるにもかかわらず、所得の再配分による貧困率の逆転とか、非正規労働で一生懸命働いてもワーキングプアとなっている現状をどのように認識しているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

働く貧困者という形になると思います。働きたくても働けない環境だったり、働いてもなかなか収入が上がらなかつたりというところになってくると思います。こちらの解決に向けては、経済的支援、就業支援、介護・子育て支援などの状況に応じた支援に結びつけていくことが大切かなと考えております。第2のセーフティーネットとして国が位置づけを推進している生活困窮者の自立支援制度を活用しながら、連携した総合的な支援を町としてもしていくことが必要かなと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

次に、生活困窮者自立支援事業の生活相談窓口等の利用状況、子供の生活支援事業はどのように行われているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

生活困窮者自立支援事業ということで、町長の答弁にもありましたが、南部自立相談支援センターのほうと連携しながら対応しておりますが、年々相談件数が増えているところとなっております。また、そこと連携しながら食料の支援だったりとか就業支援だったりという形をしているところです。子供の部分につきましては、民生委員さんなど、あと学校からも情報をいただきながら、必要に応じながら就学援助制度や、家庭自体に必要な場合については生活保護への移行など、状況に応じながら支援を行っているという対応になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

困窮世帯等の子供に対して、学習塾や習い事で利用できるクーポンの給付事業を実施している自治体もあります。クーポンで給付することにより、学習の機会を子供に与えることができ

と思います。町としても検討してはいかがでしょうか。

また、現金だと使い道が限定されないことから、給付してもその目的以外に使われることもあると思うんですね。ですから、クーポンだとその目的にしか使えないので、今後、例えば子供に給付する際ですね、現金ではなくクーポンもありだと思いますがいかがでしょうか。2点伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

現時点ではクーポンの実施予定は考えておりませんが、議員のお話の部分について、今後課題等も整理しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

（3）に移ります。

養育費の関係なんですが、兵庫県明石市、ここはずっとこの養育費についていろいろ研究して、先進自治体なんですね。それで、養育費が支払われない場合、市が立て替えて、それを多分請求はするんでしょうけれども、立替払いをやっていた、これはただコロナ禍ということで限定的に行ったみたいなんですね。それと、養育費取り決めサポート事業もやっているということで、書類作成とかの支援もやっていますけれども、お金の面、裁判所の費用ですね、調停申立てとか公正証書の費用、作成費用を補助しています。町でも検討してみてもいいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

現在、養育費が必要な方の部分につきましては、離婚届とか出されるときに、子供の養育に関する合意書作成の手引などを設置しながら支援をしているところです。今議員からお話ありました明石市の取り決めサポート事業などにつきましては、今後調査研究しながら研究していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

次に、（4）に移っていきます。

民生委員・児童委員を通じた情報提供はどのように行われているのか。それと、その民生委

員とか児童委員に寄せられるその相談内容、これはどういったものが多いのか。それと、町内における学習支援の状況は把握しているか。この3点について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

民生委員の方につきましては、子供だけではなく高齢者も含めながら、支援が必要な方につきましては訪問しながら状況を把握しているという形になります。子供の部分につきましては、準要保護の生徒の中において、民生委員がその家庭に行きまして状況を把握しながら、そういった内容について、早急な支援が必要な部分については関係課のほうにつないでいくという形の連携を行っているところでございます。あと、個人情報になりますので、様々な細かい部分については民生委員が守秘義務を保ちながら、一人一人の支援を今行っているという状況になっております。

学習支援につきましては、私のほうではちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） はい、分かりました。

では、（5）に移っていきます。

大阪府箕面市では、教育委員会や学校等が各種機関と連携して、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで切れ目なくそれぞれの子供の状況を把握し、サポートし続ける取組を進めています。子ども成長見守りシステムを活用して、このシステムは非常に素晴らしいというふうなことで評価がされております。このシステムの導入の検討を行ってはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えします。

子供のケアということに関しましては、貧困に限らず、先ほど教育長答弁したとおり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして相談専門員らが連携をしまして、子供はもちろんですけれども、保護者そして教職員等からも相談を受けて対応しているという、そういう幅広く対応しているということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） では、次に移っていきます。

3の危険ブロック塀ですね。これは、町内の学校、公共施設では危険ブロック塀があるのか、

傾斜やぐらつき等の大きい危険ブロック箇所はあるのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 現場の把握につきましては、初期調査におきまして30年11月に行っておりまして、危険ブロックの基礎資料と、その後毎年現場確認を仙台土木でやっております。今のところ危険であるというブロックはございません。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 広報りふ5月号で、ブロック塀の除却費用の補助が掲載されましたけれども、これ通学路沿い等で倒壊の危険性があるブロック塀等の費用を補助するとありますが、通学路沿いでない場合の取扱いはどうなっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 先ほど5月号の広報紙に出たものですが、小中学校からおおむね500メートル以内の危険ブロックに対しては補助の上乗せやりますが、それ以外は行わないようになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） すみません、上乗せ部分じゃなくて、除却費用が出るのかどうかについてです。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 全部ですね、補助対象となります。ほかのブロックも1メートル以上のブロック塀であれば全て補助対象になるということになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 書き方が、ちょっと誤解しやすいと思います。通学路沿い等で倒壊の危険性があるブロック塀等となっているんですね、広報りふ。あとホームページも見ましたが、そういうふうになっているので、通学路沿いじゃない人がこれを見た場合、自分が出ないんだなと思っちゃうので、そこら辺改善してもらったほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） その辺なんですけれども、これから改善していくように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 角田市では、補助金額、通学路・避難路に面してスクールゾーンの場合は上限37.5万円、通学路に面する場合は上限30万円、その他の道路に面する場合は上限15万円ということになっているんですが、町としてもこういったこの区分を参考にして、上限を引上げ支給すべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 角田市、そのほかいろいろな市町村があると思うんですけども、近隣の市町村と比較いたしましても、本町の補助金の設定は同規模となっているので、今はこの形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 改善要請、これは所有者に対して継続的に行っていくべきものだと思いますが、所有者に対してどこの機関、町なのか県なのか、どのように周知しているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 30年に調査しました危険ブロック塀を含め、危険度を判定した上で仙台土木事務所のほうからダイレクトメールで地権者のほうに送っているということでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、1番 今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分とします。

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

[12番 高久時男君 登壇]

○12番（高久時男君） 12番、高久時男でございます。ちょっと時間迫っていますので、なるべ

くお昼まで終われるように、何か後ろから視線が痛いので、時間短縮のためにばんばんしゃべっていきますから、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

コロナ禍における町の対応について。

新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上が経過した。国・県・町では感染防止対策や経済対策で様々な政策を実施しているが、それでも感染の収束は見え、経済的な苦境に追い込まれる町民も出てきている。

感染防止にはワクチン接種が完了し、集団免疫が確保されなければならないが、一方でコロナ禍における生活困窮者に対する政策も重要であります。

そこで、町の生活支援と感染対策について伺います。

（1）昨年7月臨時会で町長が答弁した失業、雇用不安に対する2市3町の枠組みでは、どのような政策を考えているのか。

（2）令和2年度における町民の所得が確定しました。所得が激減した町民に対する生活支援を行う考えはないか。

（3）まん延防止等重点措置の期間中に、公共施設の利用制限を解除したのはなぜか。

大きな2番です。J A F 観光連携推進事業について。

利府町総合計画の実現に向けた実施計画書（令和3年度～令和5年度）において、「地域資源を生かした賑わいある観光振興」の中にJ A F 観光連携推進事業がある。その事業の内容には、「『モータースポーツを楽しめるまちづくり』を推進すべく、J A F との連携による公道でのモータースポーツの実施及びイベントを開催する」とあります。そこで伺います。

（1）公道でのモータースポーツの実施は可能なのか。

（2）予算に対する観光振興の効果が見えづらい。開催を進める考えに変わりはないのか。
以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、コロナ禍における町の対応について、2、J A F 観光連携推進事業について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 高久時男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目のコロナ禍における町の対応についてお答え申し上げます。

まず、（1）の失業、雇用に対する2市3町の枠組みでの政策についてでございますが、昨

年の6月に2市3町で構成する塩釜地区広域行政連絡協議会において、このコロナ禍における雇用対策及び事業者支援を目的に、新型コロナウイルス感染症に係る高校生就活対策本部を設置いたしました。その中で、新規高等学校卒業予定者等の採用枠の維持及び雇用確保を図るため、2市3町で各商工会等に要望書を提出することとし、本町では利府松島商工会や利府町産業振興協議会に要望書を提出したところであります。

また、地域の次代を担う若者の就職支援及び事業者への経済支援を行うため、2市3町に本社を有する事業者が圏域内に居住する高等学校卒業予定者等を令和3年4月に正社員として雇用する場合に、1人につき10万円の奨励金を事業主へ交付する塩釜圏域雇用奨励金を創設しました。本町における実績については、3人の新卒者を採用いただいた3事業者に対し、それぞれ奨励金を交付しており、圏域内では計24事業者36人の新卒者の支援と安定した雇用の一助につながったものと考えております。

今後も、塩釜地区の広域的な連携を含め、地域の状況に即した雇用対策や経済対策について引き続き検討を進めてまいります。

次に、（2）の所得が激減した町民に対する生活支援についてでございますが、先日国において生活困窮世帯に対して給付金を支給するとの報道発表があり、近日中に表明するとのことであります。制度について詳細が示されましたら、速やかに対応してまいります。

また、議員御提案の町独自の生活支援策については、今後の地方創生臨時交付金の動向を見据えながら検討してまいります。

次に、（3）のまん延防止等重点措置の期間中に公共施設の利用制限を解除したことについてでございますが、今年の3月18日に宮城県仙台市緊急事態宣言が発出され、さらに隣接する仙台市においては、4月5日から国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまん延防止等重点措置の適用地域に指定されました。これらの措置を受け、本町においても感染症拡大を防ぐことを目的として、町内公共施設の利用の制限について3月26日に開催した利府町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、3月27日からの公共施設の休館措置を決定したところでございます。

しかしながら、昨年からの長引く新型コロナウイルス感染症の影響による日常生活の様々な制限により、町民の皆様の不安やストレスの増加、また体力の低下が懸念されたことから、一日も早い健康の維持や推進を図るため、4月13日に開催した利府町新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を経て、感染症対策を徹底することを前提とし、4月16日から町内公共施

設のうちスポーツ施設の利用制限を緩和し、町民の皆様に関り利用を再開したところでございます。なお、5月12日には仙台市に適用されていたまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い、全ての公共施設の利用を再開しております。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止については状況を注視し、本部会議での決定に基づき感染症対策の一つとして公共施設の利用制限を実施するなど、万全の対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目のJAF観光連携推進事業についてお答え申し上げます。

まず、(1)での公道でのモータースポーツの実施についてでございますが、公道でのモータースポーツの実施に際しましては、道路管理者や所轄警察署、消防署との協議のほか、道路利用者や地区住民の皆様のご理解と御協力、迂回路の確保などハードルが高いものではございますが、実施するモータースポーツの競技種目や規模、ルート設定などによっては公道での開催も可能であることを確認しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりモータースポーツの開催を見合わせましたが、ラリー実施に向けた警察等との事前協議は終了しており、通行規制や安全対策を講じた上で、コースの一部として町道を使用することへの合意は得られております。

最後に、(2)の予算に対する観光振興の効果についてでございますが、イベントの構築、新たな文化の創造は一朝一夕になせるものではないと考えております。現在、ラリーの国内最高峰として10か所で行われております全日本選手権の開催地におきましても、何年もの実績を積み重ねながら数万人の来場者と数億円とされる経済効果を生み出すイベントへ成長しているものであります。そのため、本町でもまずは町民の皆様に関りモータースポーツに親んでもらうこととして、平成30年はグランディ21において、また令和元年にはイオン利府店においてオートテストチャレンジを実施し、その実績を踏まえて今年度はラリーを開催するものであります。

観光振興の効果といたしましては、ラリー開催における大会運営スタッフやボランティアスタッフ、参加者や観客の方々の宿泊、買い物などの消費行動から生み出される直接的な経済効果のほか、道路整備やホテル誘致、企業の進出など、まちづくり全体に対し観光産業が様々な相乗効果を生み出すものと期待しております。また、何よりモータースポーツの開催を通して利府町を全国に発信し、次世代を担う子供たちに大きな夢を与え、この町に誇りと愛着を持ってもらえるようチャレンジしながら、モータースポーツ文化を育む楽しい町としての定着を図り、新たな観光産業の振興と地域経済の活性化に努めてまいりますので、御理解願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、規模縮小なども含めて検討してまいります。実施に際しましては国及び県のガイドラインを遵守し、感染症対策を徹底するものとして、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○12番（高久時男君） 今回、コロナの状況についての質問ということなんですけれども、当初このコロナ騒ぎが始まったとき、私コロナに関しては質問するのはやめようと心に決めていた部分があります。ただ、3次補正での町の事業計画、それと先だってありましたけれども公共施設の利用解除、ちょっとこれは問題があるんじゃないかなと思ひまして、それにプラスして今回の質問内容になっております。ただでさえ職員の皆さん、通常の業務以外にコロナの騒ぎで結構な仕事量が増えていますから、これに関して何だかんだとやかく言いたくないなと思ひていましたけれども、ただやっぱりちょっと腑に落ちない部分がありますので、今回の質問になっております。

それで、まず（1）から進めていきますけれども、昨年の7月の臨時会で町長のほうが、要するに私が懸念しているのは、あくまでもこのコロナの状況で、当初やっぱり行政がやるべきことは感染防止に努めることだと思ひていました。ただ、それが過ぎてくれば、7月にも言っていますけれども、恐らくそのコロナの影響で生活、失業とかいろんな、あとはビジネス、商売がうまくいかないとか、そういう人たちも含めて出てくるだろう、恐らくその影響というのは半年から1年後ぐらいに来るだろうということでした。

そこで、町長のほうも、そのときその2市3町の枠組みというのを初めて答弁されたんですけども、そのときおっしゃっていたのが、既存のセーフティーネットで救えないこぼれた人々を救っていくというふうな話をしておりました。今の、今回決まった内容の塩釜圏域雇用奨励金というものは、新たな高卒の人に対しての助成金ということで、一つは何もないよりはいいと思ひますけれども、要するに通常のもう仕事をしていて、それでこのコロナの影響でビジネス的にうまくいかない、経済的な困窮に陥ってしまう人たち、こういった人たちに対する救いの手だて的なものは何かこの2市3町で話してはいないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えします。

2市3町の枠組み、前回の議会の際もこの枠組みはつくってありますというお話をさせていただきました。その枠組みの中で、まずは高校生に対する支援、事業主に対する支援というこ

とで一緒に就いたわけでございます。その後の広域圏域での話合いがまだ、じゃあその先はどうするかということは話合いはしておりませんので、今後塩釜広域行政協議会でお話をしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） そういった生活、コロナ禍の影響での生活困窮者が出てきた場合の、まだ話合いが進んでいないということですけども、連携も大事なんですけれども、それで、要するに会って話して結論を出すという過程を踏まえて時間がかかるようであれば、それはやっぱり町独自で何か考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。

それで、じゃあ（2）のほうに移りますけれども、今回政府も新たなその生活困窮者に対する助成制度を打ち出しました。生活困窮者に最大30万円ということです。ただし、これは内容的には住民税非課税世帯という形になっていて、3ランクに分けられる。単身世帯、2人世帯、あとはそれ以上のやつで、3か月に限って最大30万円ですから、とてもこれでは賄っていけないんじゃないかなと思っております。

私が、その町独自の生活支援ということを行っているわけですけども、何も新たに町の財源を使ってやってくれということではありません。恐らく、3次補正でお金来ましたが、その使い方ちょっと疑問があったので今回の質問になったんですけども、あくまでも国からの、第4次補正というのは令和2年度なのでないと思いますけれども、令和3年度の第1次補正とかそういったものが来たときに、やっぱりその辺を手厚くやってもらいたいなと思っております。その辺の考えをもう一度お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

国の地方創生臨時交付金の第3次補正分、こちらにつきましては、一応令和2年度ですね、3年の3月時点での事業を計画したかと思っております。その中で、その時点での事業に充てたということになりますので、今後もっと必要な、支援が必要な分野につきましては、こちらも県や国との調整を図りながら、町独自でというのはなかなか難しいところがありますので、国・県との連携を図りながら、今後そういった支援が必要な部分についてはまた検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今、町独自では難しいというふうな話ありました。前回の地方創生臨時

交付金、3次補正の、これに関しては、全協でも聞きましたけれども、裁量は町にあったということでした。だから事業計画がつくれたと思うんですけども、裁量があるのであれば、今私が言っているのは、次の助成金があったときに、そういったものに、その生活困窮者がやっぱりこれから出てくる可能性が高いということと、あとこの質問のあれにも書いてありますけれども、令和2年度の所得がある程度確定しているの、その辺の把握はわりかしできるんじゃないかなという考えがあります。昨年、10万円ずつみんなもらいましたけれども、あれは全然その困窮性だとかどうの関係なく一律ですから、でもこれもやむを得ないと思っています、それはね。正直言って反対ですけどもね。本当に困っている人にやっぱり手厚くするべきだなと思っていますけれども、でもその段階では把握できませんから、どの方が困っているんだというのはね。だから、今回の趣旨はあくまでも令和2年度の所得が確定していることに対して、その激減している人に対して手厚く支援を行ってほしいなということでの質問です。ですから、その町独自じゃないというのは、なかなかその辺がちょっと納得できないんですけども、その辺もう一度説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） それでは、お答え申し上げます。

ただいま高久議員のほうからお話いただきましたけれども、今後第4次の地方創生交付金の交付が、動向としては発表されておりますので、その中で生活困窮世帯も含めた上で、町独自の生活支援策というものも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） はい、よろしくお願したいと思います。

それで、ちょっと気になったのが、その3次補正の計画書で、給付じゃなくて利子補給的なやつありましたよね、要するに感染症対応融資事業者支援事業というやつですね。これちょっと、そのときも話したんですけども、要するに利子補給的なやつじゃなくて給付にしたらいんじゃないかな、最初からね、という話をしましたけれども、例えばこの事業もそうなんですけれども、法人上限15万円、個人上限10万円で、融資を受けている人に対しての支援という形です。あと、その下にもある経営多角化応援事業、これもそうなんですけれども、こういったものはあくまでも申請を受けて、ある程度このぐらいの人数が対象になるだろうということと予測はするけれども、その申請をしてこない人たちがあった場合、当然この計画に対して余

剰金が発生しますよね、余剰金というか使われない金額。これは、国に返すんですか、その場合、未使用金。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

こちらの交付金で未使用金ということにつきましては、一応1次、2次での一般財源も投入しながら事業計画をしたという経緯があります。そちらの精算額といたしましては、交付金は全て使って、一般財源を一部出したという経緯があります。今回も、各種事業を計画はしておりますけれども、これで余剰金が出た分につきましては、その時点、ちょっと今すぐに余剰金出るか出ないかというのははっきり申し上げられませんが、余剰金が出るようなことが分かった時点で、そちらにつきましては一応今回11事業を計画しておりましたので、そちらの中で対応してまいりたいと思います。ちなみに、今回の3次配分につきましては1億1,300万円ほど国のほうから交付金として交付されますけれども、そのうちの一般財源の投入が1,500万円ほど出ているということもありますので、こちらの状況によってはこの一般財源が減って、交付金は全部使えるという計算にはなっていくと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひそうしてもらいたいなと思っております。何もせつかく来たお金、返却なんでもったいないから、ただでも困っている人がいるのに、そっちに回してあげるといふ、そういうふうな形のをしっかりと制度設計してもらいたいなと思っております。

この制度設計しっかりするという話の中には、申請におけるどうのこうのじゃなくて、やっぱり給付するべきですよ、ある程度所得の把握ができたのであればね。そういった形で、本当に生活困窮者に対する支援をしっかりと、次の国の補正があった場合にはやってもらいたいなと思っております。

では、一番の問題かな、まん延防止等措置期間中における公共施設の解除ですね。答弁は、要するに町民の皆様の体力の低下が懸念されることから、健康維持のため、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定をしたというふうな形になってはいますが、これ逆説じゃないかと思うんですね。今ほとんど、うちなんかも、町内会の話しておかしいけれども、夏まつりも中止なんですよ、今回。やっぱり人が集まる場所をなるべくつくりたくないということをやっているのに、そのまん延防止期間中に公共施設を解除したということ自体がちょっと理解できない。逆に感染リスクを高めた結果になっているんじゃないですか。その辺の認識、ちよっ

とお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

利府町内の陽性者の状況というところがあります。県のほうの緊急事態宣言が出されたときには、やはり仙台市と同じように利府町のほうも3月25、26ということで6名、5名ということで陽性者がすごく出ていた時期がありました。そういったところで、各施設の利用の部分について制限させていただいたところですが、4月に入りましてゼロの日、陽性者が出ない日が出てきたり、あと陽性者が出たとしても、その方の感染経路が今分かって、家族内の濃厚接触者ということで、ある程度感染拡大がならないという状況を我々も把握しておりました。ですので、そういった状況を見ながら、利府町内でも多くの大会とかそういうところはなかなか難しいけれども、町民の健康増進ということで、一日も早く町民だけに限定した施設の利用というのを再開できないかというところを内部のほうでも陽性者の状況を見ながら検討した上で、対策本部において条件を設定して施設の利用者に限りということで開放したという経緯になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） まあね、重大な判断ミスですよ、きっと。感染リスクを高めるような機会を町が提供したというふうな認識です、私は。これね、書いてあるんだけど、新型コロナウイルス感染症対策本部会議というので決まったということなので、このメンバーって何人ですかね。その段階で、その会議で、その解除を行うというときに反対意見って出なかったんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

対策本部会議につきましては、町長、副町長、教育長含め各部長で構成されております。なお、解除した後においても、利府町内においては大きな陽性者が増になった感染拡大という状況は今現在も把握しておりません。今現在もゼロという形になっておりますので、対策本部の中で一部解除した部分については適正な判断だったんじゃないかなというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） だから、その適正じゃないと思っているんですよ、単純に。今ね、町

民に対しては不要な外出を控えてください、で、このまん延防止期間中、飲食店に関しては時短の要請をしているわけですよ。道義的におかしくないですか、そういうの。町民には行動制限をかけているわけですよ、ある意味。その中で、要するに健康増進のためとかっていう、これは後からつけ加えた詭弁でしかないと思っているし、その判断に至った経緯ですね、今反対者いなかったのかと私聞いたんですけれども、反対者いなかったんですか、本当に。いなかった。

あのね、まあその健康増進のためという答弁になっているし、答弁書もそうになっています。ただ、この流れを考えてみると、やっぱり我々思っているのは、4月18日に行われた女子プロ、ありますよね、ピンクリボンだっけ、これで議会のほうで中止及び延期要請というのをしています。これに対して、要するに体育館使えないという状況を4月5日からつくっておいて、その期間中に、町のイベントとしてその女子プロの、要するにピンクリボンという観光大使の凱旋イベントを行ったわけですよ。これは当然、その期間中に当たるわけで、これに対する議会からの中止・延期要請、これを正当化するために、事前にその解除したんじゃないんですか、本来は。これは、ちょっと町長に答弁お願いしたい。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えします。

まず、ピンクリボンじゃありません、アイスリボンね。そこは訂正させていただきます。

何かこう陰謀とか、何かそういうことをお考えのようなんですけれども、そういうことはありません。健康増進があくまでもその理由ということであります。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ですからね、こう認識とか感覚の違いとなっちゃうんでしょうけれども、感染リスクがある意味増えるんですよ、結果がどうであれ。その機会を町が与えたんですよ。それに対して、その判断はミスったんじゃないかなという私の意見なんですけれども、それに対する町長の判断、あくまでも健康増進ですということであればそれでいいですけども、判断ミスだと私思っているんですけども、それに対する答弁お願いしたい。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 保健福祉部長からも答弁させていただいたとおり、判断ミスではないと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） これを行うときに、県とも協議したというふうになっていましたけれども、県のほうはどういうふうな回答なんでしょう、こういうイベントを期間中に行ったことに対して。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

その時点で、県のほうでもある程度イベント開催の指針というのを出しておりました。その中で、感染対策をした、その感染対策に基づいた以上の感染対策をしながら実施したということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） まあ感染対策と言うけれども、一番の感染対策はしないことだから、要は。やっぱりそこは疑問に感じる。いろんなこの利府町内においても、その民間においても行事とかイベント的なものを抑えてやっているときに、何で町が主体になって、主体というか共催なんだろうけれども、そういったことをやらざるを得なかったのか。

やっていくのは、議会のほうの中止とか延期要請もちょっと時期が遅れてしまった部分があります。だから、実際はそんなの1週間もない間にもらったって、なかなか中止なんか実際動いている人はできないだろうと私は思っていましたけれども、でも一番の問題は、それに対するリアクション、そのアイスリボンをやったことに対してどうのこうのじゃない、それに対するリアクションですよ。そのリアクションが公共施設の使用解除、それが私には一番疑問に思ったし、問題視しているのはそこです。何でそんな思考になるのかな。やっぱりこれからもあることなので、中止、それは当然相手もあることだから、協議をしてなかなか中止できないというのも分かる、それも。前から計画していたんだろうし。だけれども、そのリアクションが、じゃあある程度正当性を持たせるために、公共施設を町民に使ってもいいというんだったら別に問題ないだろうみたいなふうに捉えられますよ、実際の話。そこが問題だと言っているの。その思考の過程、考え方、だからさっき会議何人でやったの、反対者いなかったのと聞いたのはそういうことなんですけれども、やっぱりちょっとこのコロナ感染症のこの状況というのを、ちょっと軽く見ているんじゃないかなというふうに思われても仕方ないんじゃないかなと思っております。

いつまでもこんなこと言ったってしょうがないので、あくまでも我々は判断ミスがあったと思うし、その判断をする過程においてどういう過程でそういう決定がなされたのかなというの

も、関心を持たざるを得ないし、そこですよ、やっぱり一番ね。やっぱり、感覚は人それぞれみんな違うと思います、このコロナの感染症対策の状況下においてね。大したことないだろうと思っている人もいると思うし、すごく大変だと思っている人もいるわけですよ。その辺の温度差ってすごくある、幅が、見ている限り。うちなんか掃除、4月にやったらクレーム来ましたからね、朝の掃除、月1回の。5・6やめて、7月も掃除やらないつもりでした。だって屋外の掃除ですよ。言われたほうは、何で屋外でマスクしてやって、その後感染するかよって思うんだけど、それでさえやっぱり言うてくる人がいる。だから、すごいシビアにやっぱり考えてもらいたいし、その辺は。町長、ちょっと首ひねっているけれども、はいどうぞ。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問という形になるか分かりませんが、高久議員のおっしゃりたいことは把握できたと思います。私どもは、その4月18日のイベントありきということで考えていたわけではなくて、県の主催するイベントなども視察させていただいたし、調査研究もさせていただいておりました。これから、コロナが始まってからウィズコロナという言葉も私たちは考えていかなければならないし、実践していかなければならない。そして、新しい生活様式というものがそれなりに浸透してきて、私たちもその新しい生活様式を基に知見を高め、経験を積んできた。そして、町民の皆さんの健康をその中でどのように守っていくのか、ストレスを発散していただくのかということの文脈の中で、私たちは公共施設を一部開放すると、その中には部長からも答弁があったように陽性者もゼロに、限りなくゼロに近くなってきたという私たちの町の状況もあるところで判断をさせていただきました。

ちょっと気になったのは、高久議員からその中止なんかできるわけないというのは分かっていたというお話があって、そこは議会の中でその中止はできないだろうということをおらかじめ前提として要望書を出されたのかなと、ちょっと気になったところなんですけれども、そこはこれはちょっと看過できないところなんだなと私は思って、今手を挙げさせていただきました。または、感染リスクを高める場を提供するという、これもちょっと私たちの考え方とは大分認識が違うのではないかなと、思って答弁をさせていただきました。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 中止は結構困難だろうなという話はしました。それは私の個人的な見解です。あくまでも議会としての総意として要請出していますけれども、議会の立場というのはありますからね、当然ね。この期間内にイベントをすることを容認するのかということについて

て、当然議会としては立場上そう言わざるを得ないと私は思います。ただ、私個人的な見解からいえば、ここにも書いてありますけれども、1年以上前から計画されたことであって、返答書を見ると、なかなか中止できないということですか、協議をしたけれどもということになっております。だから、それについてはあくまでも私個人の見解です。

あと、ちょっと今忘れちゃった。2回目なんだっけ、2回目の質問。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 2つ目の私の答弁は、感染リスクを高める場を提供しているというところは、認識が違いますというお話をさせていただきました。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） いやいや、その認識がやっぱり違うんですね、だったらね。我々はどうしたって、さっきも言いましたけれども、町民に制限した生活様式をお願いしているわけですよ。飲食店には補助金は出しているけれども、時短を要請している。要するに、人と人の接触をなるべく限りなく少なくさせようというような政策じゃないですか、このコロナ禍に対する対策というのは。その中において、人が集まる場を、要するに町がつくったわけですよ。イベントにしたって、あとはその体育館とかの使用制限を解除することにしたって。やっぱりそれは問題大きいですよ。それが、「いやそれは」って言われちゃったら、町長の一般的な感覚として、我々は疑問を持たざるを得ないし、一般町民とは随分かけ離れた感覚なんじゃないかなと私は思っています。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の御質問というか認識の確認だと思うんですけども、先ほどお話をさせていただきました。コロナ禍が始まるって、どこから始まったのかということも、これは議論があるところだと思うんですけども、高久議員もこの質問事項に書いてあるように、1年以上が経過したと。この1年間、我々は何をじゃあしてきたのかと、ただ座して何もしてこなかったわけでは決してないと思います、それは議員の皆さんも同じだと思います。そして、この1年以上をどのように生活をしていくのか、コロナとともにどうやって社会生活を送ったらいいいのかということ、それはその中にも自粛という考えもあります。ソーシャルディスタンスという考え方もあります。

でも、先ほど私申し上げましたように、ウィズコロナ、そして新しい生活様式ということで3密を避けるとか、そういったことを日々実践をしてノウハウをためてきた。その延長線上に

あるのが、健康増進をかなえるため、この自粛社会の中で健康増進をかなえるためにはどういうふうにしたらいのか、またはずっとイベントも含めて体育施設、スポーツ施設を使わないということも考えられましたけれども、しかしこのウィズコロナの世の中で、どのようにそれをクリアしていくのかということは、まさしく行政が直面する課題だと思います。そして、その課題に私たちは果敢にチャレンジしてクリアしたというふうに考えていますし、その知見が今後生かされて、新しい生活様式をより広められるのではないかと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） このコロナ禍は、まだ収束していないんですよ、ワクチン接種始まったけれども。それで、クリアもしていない。この状況下ですよ、まだ。今ね、確かに感染者数はだんだんと減ってきております。ワクチン接種が進めば、まあ人の話によると、50%ワクチン接種すれば、大体集団免疫確保できるんじゃないかというところまで来ていますけれども、でも、まだその4月段階ではそんな状況ではないから、だからまん延防止措置が取られたんだから。その状況下で、さっき言っているように、何回ももう同じことの繰り返しになるんですけども、その状況下で地方公共団体が公共施設を、要するに使用制限を解除して、最初はこれ4月5日から5月5日まで制限します、公共施設の使用を禁止、中止しますというのを出して、何で途中でね、そんな、その段階で感染状況は全然下がっていませんよ。本当、盛りですよ。その段階で解除した。だから、町長の答弁は、私から言わせれば詭弁にしか聞こえないから。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えします。

先ほど部長がお答えさせていただいたように、陽性者、4月に入りましてから、3月はそれなりにいらっしやった、でもそれが4月になってゼロまたはゼロに限りなく近い感染者となったということで、私たちもその文脈の中で、体育施設、スポーツ施設、町民の皆様の健康増進のために開設をしたと、そういう決断に至った。確かに、文書の中には3月時点での考え方を反映したものでありますが、4月に入ってから状況が変化したということで、その決定を下したということでもあります。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ここに、利府町内の月別の感染者数あるんですけども、令和3年に入って、1月は30人、2月は1人、3月52人、4月16人、5月は17人ですよ。累計で、この数字

だちょっと前のかもしれないけれども158人となっているんですけども、全然ね、3月よりは若干減っているけれども、でも10人以上出ているわけですよ。4月16人で、5月が17人、1人増えている、単純に計算して。というのは、これってほら、感染が出て症状が現れるのに2週間ぐらいかかると言っているから、そういう状況じゃないの。単純に、まあそれは全てが町の公共施設が解除したからとは言いませんよ。だけれども、町としてはその期間中はしっかり慎重にならざるを得ない状況だったんじゃないんですか。やっぱり健康増進と言われたって、健康増進のために人が集まって感染したら何の意味もないじゃないですか。そこまでは考えていないんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

4月以降、5月にも感染者は出ていますが、利府町内に居住されている方という形になりますが、感染経路は利府町以外のところでやはり感染しているという状況になります。また、私のほうで説明不足だったんですが、陽性者が減っただけでの判断ではなく、近隣市町村におきましても一部緩和、市民に限定し、町民に限定しということで、そういった状況も踏まえながら利府町も判断させていただいたという形になります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 分かりました。まあ認識違うんですね、あくまでもね。やっぱり慎重にならざるを得ない期間を設けておきながら、その期間を慎重に行政運営しなかったということで私は捉えております。

次に行きます。J A F 観光連携推進事業についてですね。これ、先ほど答弁で、ハードルは高いが警察と打ち合わせて可能性もあるということだったんです。どういう状況で打合せしているのか。本来だったら、宮城県の公安と話して進めるべき事案だと思うんですけども、その当局はどういうふうな反応をしているのか。例えば、あとコース的なもの、さっきラリーとおっしゃっていましたが、ラリーをどこでするのか、その辺まで詰めているんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

公道でオートレースをするという場合は、やはり県警とかに相談しておりますけれども、県警のほうからは、所轄の塩釜警察署等と打合せをしてくれということで、そちらのその打合せの中で、その安全性を十分確保した上で実施するのであればいいよという、ある程度 of 了解は

得たところでございます。コースにつきましては、当初計画は、本当に公道といわれる車が往来するような道路を検討しておりましたけれども、いろいろ今回実施するに当たりましては、先ほど来出ておりますとおりコロナの影響等もありますので、今回は公道ではあるものの、旧県道だったり林道だったりというところの設定を考えております。

ちなみにですけれども、今回行うラリーというものというかモーターレースですね、そういったものが結構幅広くありまして、種類がいろいろありまして、今回やるラリーというものは、例えば数台で追い抜いたりということではなく、1台ずつ走りながらタイムを競うというものになってございますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） コース的なものはどこですか。要するに、警察は安全性を重視してやればいいということですので、今の話だと県道とか林道とかってということなんですけれども、その辺は警察としっかり詰めているんですか、コース的なもの。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今現在コースとして計画しておりますところは、具体的に申しますと旧県道の利府松山線、それからこちらは道路名はないんですけれども、内海旅館から入っていったところに林道があるんですけれども、そちらを考えているということです。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） はい、分かりました。ある程度行政と詰めていると、行政というか県の担当部局ということなので、それは分かりました。

2番に移ります。予算に対する観光振興の効果について。これやったからって、観光振興になるのかなというのが率直な疑問です。見に来たって、利府の観光振興って、よく観光課とかっていろんな町にあるけれども、利府に直接経済効果的なもので落ちる内容って何かあるんですかね。ペットボトル、要するに飲料水だとか、あと旅館2件しかないし、そういった意味ではあんまり観光振興にはならないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の見解どうでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今回の事業につきましては、2018年8月にJ A Fとの観光連携協定という中で、地域の観光

振興それから地域振興、そういったものやっていくという協定を結んでいる中での一つの事業として、今回ラリーを行うということになっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） J A Fとの連携協定、その必要があったのかなと思いますけれども、最初何かモータースポーツ、モータースポーツって町長やっているの、何かJ A Fとの関係あるのかなと思って、J A Fちょっと調べたんですよ。以前、オートテストとかってやっていたよね、オートテストやったけれども、あのオートテストってほかの自治体でやっているところあるんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

ほかの自治体でやっているかどうかということは、ちょっと確認していなかったんですけども、一応そういった積み重ねをしながら、今後どのような形でそのモータースポーツというものを町のほうで普及していくかというのを、何年かかけながら積み上げながら、そういった事業展開をしていきたいということで、まず初めにオートテストを2年連続でやったという経緯がございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 私ちょっと調べたんですよ。オートテストってどこやっているのかなと思って。大体やっているのは、そのモータークラブとか、あとはディーラー関係が多いですね。J A Fの組織見ても、結構いろんなディーラーの社長とかが役員になっているし、あと内容的に見ると、警察庁と、あとは国交省から理事に就任されている人もいるということです。J A F自体、それなりに貢献したと思います、いままでのモータリゼーションのこの過程の中では。ただ、最近の車はあんまり故障しないので、あまり緊急出動というのも、年間200万回ぐらいあるみたいだけれども、やっぱりそういうのがない。だから、少し視点を変えて、組織としての生き残りをかけてモータースポーツを盛んにしようということをやっているんだと思っております。

ただね、それに自治体が乗って、予算を今回160万円ですよ、予算上げているの。モータースポーツ振興とか何かやって、その160万円、金額的に前は幾らだ、90万円予算組んでいてやっていて、これ予算使うんだったら、もっと有意義に使えるんじゃないのと思うわけですよ、単純に。前ちょっとあったけれども、時間ないな、芸術文化協会、何か補助金が10万円のやつ

をどうのこうのっていうのもあったし、スポーツ協会もそうだし、そっちのほうにお金を分けてやったら、よっぽどそっちのほうがり府町全体にとっては有意義なんじゃないですか。要するに、予算をもう少し有意義に使ってもらいたいと思っていますけれども、どうでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の再質問にお答えします。

オートテストチャレンジは、村田町さんとかそういったところでも県内ではやって開催されております。私は公約でモータースポーツを導入するというお話をしました。その何でモータースポーツなのというお話のとき、忠美議員との議論の中もお話しさせていただいたと思いますが、私たちはスポーツの町です、そのスポーツの町をさらに発展させて、スポーツの町、モータースポーツの町というところで視点を変えていこう、発展させていこう、そして宮城県は御案内のとおり自動車産業をどんどん大々的に導入していこうという考えの中で、大衡村さんや大和町さんなんかは自動車を作るところができつつあると。でも、それを産業として育てるには、その作った車で遊ぶところも必要だと、いわゆるモータースポーツを育む場所も必要だということを私は認識しておりますので、利府町はそのスポーツの町、さらに発展させたモータースポーツの町というところで文化を育んでいきたいということで、ここでもお話をさせていただきました。その過程で、モータースポーツというか自動車関係はJAFさんだということで、JAFさんに相談をさせていただいて、じゃあまずはオートテストチャレンジとか、そういったことから段階的にやっていきましょう、開催していきましょう、いわゆる育てていましょうというところでお話合いもさせていただきました。

愛知県の新城市というところがラリー大会で有名なところなんですけれども、そこでも視察をさせていただきました。やはり10年、育てるのはかかるよという話もされました。しかし、新城市はその10年かけて育てた結果、今モータースポーツで経済効果というのは10億円以上出ているというところでお話もいただいたところです。なので、今日やって明日経済効果が出るとか結果が出るということでは確かにありません。または、ほかの文化事業とかいろいろなことにも税金を投入するということは、まさしくそのとおりだと思っております。または、その経済効果を高めることによって、ほかの分野にも税を投入できるような原資を、財源を今つくる努力をしているというふうに捉えてもらえればと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 経済効果があればいいんだろうけれども、でもその経済効果の受皿が利

府にはないんですよ。人が集まってきたって、ちょっと飲んで終わって、もう帰るっていう状況じゃあ、あまり町に資するようなことではないと思う。

いろいろ見るんだけど、例えば十符の里フェスティバル今度やりますよね。以前500万円の補助金、実行委員会に出したんだけど、今400万円じゃないですか。あれって結構大変なんですよ、実行委員会。みんながいろんなところから広告もらって、3万だ5万だってもらって、それでやっているんですよ。町のほうはね、500万円だったものを400万円に値下げしている、助成金を。こんなんだったらそっちにやったほうがよっぽどいいから、160万円の使い方としては。そんな形で、しっかりと予算組みはやってもらって、本当に何が町のためになるのかというような予算執行してもらいたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、12番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は13時15分とします。

午後0時21分 休 憩

午後1時11分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔10番 木村範雄君 登壇〕

○10番（木村範雄君） 10番、日本共産党、木村範雄です。

利府町でも、新型コロナウイルスのワクチン接種が75歳以上から始まり、現在は65歳以上に拡大して接種が始まりました。しかし、64歳以下の一般接種の開始時期は、県庁所在地の自治体の半数で開始時期が決まっていないことが分かりました。オリンピックの聖火リレーや競技については、感染抑止と町民の健康を守る立場からの対応を求めていきたいと思えます。

それでは、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。一般質問通告書では、1、道路側溝脇の整備について、2、新型コロナウイルス感染症に関する検査の拡大について、3、土地の有効活用について、の3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思えます。

1点目は、道路側溝脇の整備についてであります。

令和2年9月定例会において、歩行者に配慮した道路整備を求めましたが、実際に歩いてみ

ると路上には砂利やコンクリートのかけらが散見されました。原因としては、道路構造物や側溝脇の破損、積載物の落下等の原因が考えられます。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

（１）日常的な維持管理及び道路施設の破損部の補修をどのように行っているのでしょうか。

（２）側溝脇の破損部から砂利等が路上に流れてくることも想定されます。側溝脇の整備を今後どのように進めていくのでしょうか。

２点目は、新型コロナウイルス感染症に関する検査の拡大についてです。

現在、65歳以上の高齢者に対して新型コロナウイルスワクチン接種が行われています。希望する全ての町民に接種を行うことが、感染拡大の収束につながると考えますが、現状ではその先を見通せてはいないと思います。接種が進む中で、関係機関と連携したPCR等の検査体制の強化も必要であります。今後、検査希望者に対する自己負担分の支援や、検査体制の整備を進めていく考えはあるのでしょうか。

３点目は、土地の有効活用についてであります。

市街化調整区域内の農地で、耕作放棄されている箇所が見受けられます。以前耕作されていた土地も現在では放置され、土砂の置場になっている箇所もあります。公道に接している場所や土地の有効活用を図るためにも、市街化区域編入の検討を進めるとともに、農業で生計を立てている方には、これまで以上に農地を活用できるような支援策が必要であります。どのように考えているのでしょうか。

以上、大きく３点について質問します。町長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、道路側溝脇の整備について、２、新型コロナウイルス感染症に関する検査の拡大について、３、土地の有効活用について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の道路側溝脇の整備についてお答え申し上げます。

まず、（１）の日常的な維持管理及び道路施設の破損部の補修についてでございますが、町では町内会や住民の方からの破損等に関する情報提供に加えて、会計年度任用職員８名によるパトロール隊を編成し、日々町内点検を行っており、軽微な破損についてはその場で補修を行うなど、道路等の安全確保に努めているところでございます。

次に、（２）の側溝脇の整備についてでございますが、議員御指摘の箇所は道路の舗装部を

守る路肩部分などが考えられますが、これまでは部分補修や路面清掃を行うなど、随時対応をしてきたところです。しかしながら、降雨による洗掘等で通行に支障が生じる箇所もございますので、今後は砂利などが流出しないよう、乳剤処理など効果的な対策を検討してまいりますので御理解願います。

次に、第2点目の新型コロナウイルス感染症に関する検査の拡大についてお答え申し上げます。

昨年の12月定例会の一般質問においても答弁しておりますとおり、現在の検査体制につきましては、医師が診断上必要と認める場合のPCR等の検査を実施しているほか、今年4月から国において感染拡大の兆候を早期に探知することを目的とした仙台市内でのPCRのモニタリング検査の実施や、5月21日から23日までの3日間でイオンモール新利府南館においてPCRのモニタリング検査を実施しております。また、県においては特別養護老人ホーム等の高齢者施設や障害者施設の従事者等への重点的な検査として、4月16日から6月30日までの期間で抗原定性検査を実施しております。

議員御提案のとおり、検査体制の整備や自己負担分の支援は、感染拡大防止等の観点からも有効であると認識しておりますが、このように国や県においてPCR検査等を既に無料で実施していることから、本町におきましてはPCR検査等の希望者への自己負担分の支援や検査体制の整備を進める考えはございませんので、御理解願います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の防止について、今後とも国や県の動向を注視するとともに、医療機関等の関係機関とも綿密に連携を図りながら、感染拡大の早期収束に向け適切かつ迅速なワクチン接種に努めるなど、感染対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の土地の有効活用についてお答え申し上げます。

市街化調整区域内の農地で耕作放棄されている箇所につきましては、現状を把握し、関係機関と連携を図りながら耕作放棄地の減少に努めておりますが、農業従事者の高齢化や担い手不足などによって、農業の継続が難しい情勢であることも否めない事実であります。このような耕作放棄地を活用するには、市街化区域編入の検討も一つの手段ではありますが、前提として宮城県が策定する仙塩広域都市計画の区域マスタープランに位置づけする必要があるため、この手続を踏むためには、無秩序な市街地拡大を防ぐことや既存市街地の連担性が必要で、飛び地での編入は認められず、開発計画などの事業担保が必要であります。

町といたしましては、市街地の形成における法規制を考慮しながら、次なる第8回仙塩広域

都市計画線引き定期見直しを見据え、新総合計画に掲げる良好な都市基盤づくりの推進と都市マスタープランに掲げる将来都市構造の実現に向けて高い事業担保を誘導し、新たな市街地の形成を推進することとしております。

一方、農業で生計を立てている方への支援についてですが、現在農業経営している農家戸数は201戸であり、そのうち主に農業で生計を立てているのが31戸となっております。現行の補助制度によって、農家の方の持続的な経営の安定を図っているところであります。今後、耕作放棄地を効率的に活用するためにも、農地集積、集約化に取り組み、意欲ある担い手の育成、確保に向けて、J A仙台の協力を得ながら支援してまいりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

大きな1点目、道路側溝脇の整備についてです。昨年9月定例会で取り上げました歩行者に配慮した道路整備では、蓋なし側溝への蓋がけ整備では、年度内に整備が完了しました。また、4月に孫の学童保育への付添い時に、神明社前の丁字路のセンターラインの施行、横断歩道箇所への横断旗の追加、電柱に設置されている交通安全表示シートの劣化に伴う撤去等を速やかに実施していただきました。速やかな対応に感謝したいと思います。

その後も、新1年生と一緒に歩いてみますと、側溝部の一部破損や路側線や路側のカラー化が薄くなっている箇所が見受けられます。どのような維持管理計画を持っているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答え申し上げます。

維持管理計画と言えるものは作成しておりませんが、P T Aや道路管理者等で行う通学路の点検の中で、カラー化が必要であることになった箇所や補修が必要になった箇所については、これまでも順次現場を確認し、整備や補修を行っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 通っている箇所の中で、水道工事だと思えますけれども、工事に伴い路面復旧を行った箇所は、舗装復旧に併せて路側線や路側のカラー化の復旧も行われております。この舗装復旧に町の財政は使われているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

御質問の箇所につきましては、開発等による上下水道の取り出し工事に伴う舗装補修と思い

ますが、個人や開発に伴う水道管の取り出しの場合、原因者負担、開発者負担で舗装を含む現況復旧を行ってもらっており、したがって町の財政は使われておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 原因者の自己負担という形で今進んでいるんだということだと思います。路側線や舗装の施行数量には最少数量があると思います。路側線の最少数量、大体50メートルくらいだと思いますけれども、を決めて舗装復旧の指導をしてはどうでしょうか。その部分で、今現在の復旧のエリアだけではなくて、新たに増工する分で増額となるような分については町で負担してでもそのエリアを拡大してやるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

公共事業の場合、発注時の数量に最少数量はございません。議員提案の最低50メートル等を決めてはどうかという件に関しましては、開発した当時開発区域外の施工を行っていたことになるため、町への指名登録がなされているか、また公共単価との整合性の課題があることから、適用するのは難しいものと考えております。しかしながら、上下水道課等が行う施工工事につきましては同一単価であることから、今後検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁で、検討していくということなんですけれども、やはり今ちょうど笹町交差点の北側なんですけれども、実際に水道工事があって、その部分の舗装復旧をしました。舗装復旧したら、当然カラー舗装の部分を全面的に復旧したんですけれども、やはりエリア的に大体7～8メートルの幅だけの復旧と。周りにはこうするとカラー化の部分も含めてずっと薄いままというか、なので、あと10メートルくらいでもやればできるのかなと。それで、今言ったその条件の話も当然あると思うんですけれども、水道工日程が、実際に水道やっていない場合はやっぱり町の関係者がやっているということにもなるので、そういう意味ではその部分の検討していただくという答弁ですので、ぜひやったらせめて5メートル、10メートルくらいは多めにさせていただく。実際それで費用がかかるのであれば、やっぱりそこは協議の場になると思うんですけれども、協議した中で、足りない部分は町で維持管理費の中で補填するという意味では、メートル単価でやれば可能だと思いますので、ぜひその検討をね、次回また確認をしていきたいというふうに思います。

2点目、側溝脇の整備をどう進めていくのかについてです。孫の登校時の付添いで一番気に

なったのが、路面に散在しているコンクリートのかけらを含む石粒であります。石粒を蹴って遊ぶ子供も見受けられました。車道に石粒があれば、車に跳ね飛ばされて子供に当たることもあると思い、私も道路敷外へよけながら歩いていました。町は、この石粒に対してどのような対策を検討しているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、会計年度任用職員8名の日常のパトロール等において対応している状況であり、今後も同様に対応していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 任用職員で対応しているんだということなんですけれども、やっぱり今一般的に道路管理をしていこうとすると、道路管理部分の点検というふうになってしまうと思うんですね。今実際にその道路の、要は道路の幅の側溝の、両側側溝の内側の管理という部分と、その両側側溝の外側の路側の部分、路側でもないんでしょうけれどもね、要は未整備の部分の砂利がやっぱりどうしても道路側に来てしまうんだということです。点検をしながら、実際に砂利が飛ばないように対応をできるのかということ、ちょっと大変な部分があると思うんですけれども、それを計画的に確認をしながら復旧していくことが大事だというふうに思いますので、その部分をぜひ検討して行ってほしい。特に、路面に碎石が点在する一番の原因は、側溝脇に散在している砂利が何かの原因で路上に散在することです。近隣の人の路面清掃に頼ることもありますが、一番の原因である砂利が点在している箇所の舗装をすることはできないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

こちらにつきましても、先ほど町長の答弁にもありましたが、全て舗装していくことは難しいことから、砂利の流出を抑えるため乳剤処理等で対応を検討していきたいと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 現地を見ると、宅地は擁壁やブロック塀で囲われており、宅地から砂利が出てくる箇所はありませんでした。要は民家の擁壁とその間の側溝の部分の未舗装部分から砂利が飛んでくるんだと。用地的には町の用地にもなっている部分もあるし、多分一部は個人

の部分あるのかというふうに思います。先ほどの答弁が、今後は乳剤処理等の効果的な対策ということで答弁書なっていますけれども、実際にはそのアスファルト乳剤だけをまいただけでは、砂利ってやっぱり抑えられないんだろなというふうに思うんですよ。提案者とすれば、その間の擁壁がコンクリートなので、その側溝もコンクリートなので、間をコンクリートで埋めてみたり、もしくはアスファルトやるというふうな質問なんですけれども、今回この乳剤処理でその砂利は飛ばなくできるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 乳剤処理なんですけれども、ある程度薄さ、厚さもございます。その乳剤処理の分量を多くしまして対応するという事なんですけれども、その乳剤処理でもつ期間というのは限られておりますので、それを継続的に続けていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 質問者とすれば、やはりせめてアスファルト舗装なり、コンクリートを固めてしまうというのが一番楽なのかな、それがやっぱり当然道が擁壁になっていけば、その部分を固めてしまえば四、五年は大丈夫だというふうに思う部分があって質問なんですけれども、今までも乳剤で散布しながら、時期を見ながらということですので、ぜひそのやつを確認させていただきたいなというふうに思います。また、あとその成果をやっぱりお互いに確認しながら、いい部分はきちんと認めていければいいのかなというふうに思います。

今その用地の境目が、多分一般的にはその側溝脇で町の用地になっている部分が多分多いのかなと思うんですけれども、そこが町の管理用地だけではなくて、宅地が擁壁などで分離されている箇所、すると土地の所有者が個人という場合も出てくるかもしれませんけれども、やはり側溝の脇に離れていて擁壁が立っていると、この部分が町の土地でなくても、やっぱり個人の用地の持ち主と相談をしながら、その部分まで整備をすべきだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

町内には、議員さんが質問されている箇所はあることは承知しております。先ほど答弁と同様となりますが、民有地の場合、地権者の同意、あと町全体での整合性が必要となることから、さらに慎重な対応を検討してまいります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） やっぱり、敷地は個人の権利というのも当然あるんでしょから、慎重になる部分も大事なんだろうなと思います。

最後に町長に聞きます。これまでの管理区分からいえば、現状の施工管理区分になると思います。要は現状の管理区分というのが道路となれば、やっぱり側溝に挟まれたエリア、車道から隣の側溝までが道路の管理区分というふうになるんだと思います。ただ、やっぱり実際に子供たちが通るとなれば、今度そこからまた一步下がった個人の擁壁のところまでが子供たちも歩いてくると思うので、子供たちが安全に登下校できる道路整備を行うためには、個人の敷地利用を阻害しない範囲での路側部の整備まですべきだというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

木村議員のおっしゃりたいことは重々承知しておりますし、お孫さんの登下校も安全・安心にしてもらいたいというのは町の願いでもあります。ただ、もうこれは木村議員御案内のとおりだと思います、やはり個人とか宅地とか民有地というところの、やはり調整とか整合性というのは必要になってくると思っております。先ほど部長答弁させていただいたように、慎重に対応してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 個人の権利の話になってくるので、慎重にというのはそのとおりでいうふうに思います。ただ、やっぱりそこの中できちんと協議をしながら、より子供たちが安全に登下校できるような体制をつくるという意味では、その打合せをしながら、あと合意できた部分なんかは速やかに整備をしていくということが、今の町長答弁にも入っていると思いますので、速やかにそれを行って行っていただきたいというふうに思います。

それでは、大きな2点目、新型コロナウイルス感染症に関する検査の拡大についてに移ります。

64歳以下のワクチン接種の実施時期が、県庁所在地の半分の自治体で実施時期が未定であるとの報道がされました。そのような状況の中で、労働者の健康を管理し、業務に伴い感染拡大を抑止するのは使用者、当然役場でいえば首長の務めであります。業務上町民と接触する機会がある職員のPCR検査はどのようにしているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

職場として職員のほうにPCR検査を求めるというのは、現在のところございません。ただ、これまでは職員が濃厚接触者と判断されたような場合、あとは接触者と判断されたような場合、これは全て保健所の指導になります。それを受けて職員のほうはPCR検査の対象になれば受けるというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の国の方向性も、そういう形で進んでいるんだろうなというのは理解をします。要はこの接触者が、感染者がいればその濃厚接触者が、やっぱりきちんとPCR検査をして陰性か陽性かの判断をするんだというのが、こういう一般的な今の進め方なんだろうなというふうに思います。今私が言っているのは、もっとやっぱりその感染拡大を防止するためには、要は町民と接触をする町の職員が、基本的には事前にそのかかってないよと、陰性なんだよと、今その確認の判断は、町の管理職もやっているかもしれませんが、課員に対して自己判断で、自分は熱が出ないよ、体調にも異変がないんだからコロナには感染してないんだよということで、今行政の事務を進めているんだというふうに思います。ただ、その中でもしかすると表れないという人も、症状が出ないという人もいるのかもしれないですね。すると、やっぱりその使用者責任、町長の務めとすれば、町の担当者はコロナに感染していませんと、うつることはありませんというのを確認をするためにも、基本的にやっぱりPCR検査をして、大丈夫なんですよというのを確認をしながら進めるというのも一つの考え方になってくるのではないのかなと。今国でもそこまでは言っていませんよ。ただ、やっぱりその使用者責任というのはそういうところもあるのではないのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

確かに全員職員にPCR検査をして、陰性というのを踏まえて町民の対応をする、これはまさにそのとおりかと思えます。ただ、PCR検査を受けて、その時点で陰性が判明したとして、その後も我々はいろんな方と接触をして業務のほうに当たっているわけでございます。このことから考えると、そのPCR検査を義務づけるような場合は、多分1回では済まなくて、継続性を求められるような体制をしなければならぬんじゃないかなというふうに思います。そ

うすると、ちょっと現実的ではないのかなというふうに、今私のほうでは思っております。

今予防接種のほうが始まりまして、65歳以上の方々がもう接種を開始して、いずれ我々65歳未満のほうにも接種のほうが来るかと思えます。今現在できる対応とすれば、やはり新しい生活様式、これまでも実践しております新しい生活様式のスタイルですね、こちらのほうを実践する。手指消毒、マスク、手洗い、密を避ける、こういったものが有効じゃないかなというふうに思えます。早くワクチンのほう、全町民がワクチンを受けられるように、予算のほうも人のほうも、マンパワーのほうもそちらのほうに傾注するのが有効ではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁が一般的な答弁になるんだろうな、当然PCR検査を、例えば私が1回やったから、いつまでその検査で症状がないというのが、陰性だったとか確認できるのというのと、やっぱり接触をすればすぐなるかもしれないというのはそのとおりの話で、ただ行政として実際に町民との接する窓口立つ中で、何もしないでいいというわけではないと思うんですね。やっぱりそれなりに確認できるのであれば確認をしたほうがいい。ただ、そういう意味では費用の関係も当然出てくるんだけど、せめて今の役場の中の窓口で対応する人たちの分なんかは、やっぱりせめて2週間に1回とか、2週間に1回がいいかどうか分からないですよ、できれば毎日したほうがいいんですが、費用が誰が負担するのということになれば、そこはそうでないと思うので、ただやっぱりそれなりにかかってないですよというのは、きちんと使用者が判断をして業務に当たるということが大事なのかなというふうに私は思っております。また、それと同じように、町内の業者や高齢者施設等、町内で稼働している企業・団体等への指導も、行政の職務の範囲に入ってくるのかなというふうに思います。町は、その町内の高齢者施設であったり業者さんへどのような指導を行っているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今新型コロナワクチンの様々な対応につきましては、町としましてインフルエンザ等対策行動計画、こちらに基づきながらまん延防止、感染防止ということに対応しております。この中には、県の役割、町の役割、医療機関の役割、町民の役割、一般事業者の役割ということが定められております。まずは町の役割としましては、町民に対するワクチンの接種、生活支援、そういった部分についてを早急に行っていくということが、今私たちに求められているものか

など考えております。一般事業者につきましては、職場における感染対策を図ること、今総務部長も申しましたとおり、各自が3密を避けながら、新しい生活様式に慣れながら、感染予防を各事業者でも図ることということで、我々はホームページ、広報紙等に町民と同じような形で各施設、企業等についてもまん延防止を図るような、感染防止を図るような指導を行っているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 総務部長の答弁とも同じで、今やれることというと、やっぱりかからないために自分ができること、要は3密を避ける、あとそういうところに出ないというのが、多分今の答弁にも共通していることなんだろうなというふうに思います。やっぱりそこで、塩釜市職員の労働組合の副委員長なんかもしていると、実際に行くと、使用者責任と組合側と考えたときに、やっぱりその職場全体がからないようにするのは大事なんですけれども、その確認をするということも使用者・雇用者の務めになってくるんだろうなと。すると、その雇用者はじゃあ何をやるのということ、やっぱり雇用者の一番は、その利府町の役場の中にコロナの感染になっている人がいるのかどうかの確認をしなきゃならない。今の答弁でいくと、そこは全然ないんですね。個人的にみんな頑張りましょうねという話になってきている。

施設なんかでいえば、施設の中で働いている誰か一人出てくると、そこから感染拡大することも出てくると思うし、役場の中でも同じことが多分言えるんだというふうに思うんですけれども、やっぱりそういうふうに考えていったときに、そのチェックといいますかね、テレビなんかでいうと、みんなのこの便を集めて、そこで一緒にした中で、この中にいませんよと、検査したけれどもこの中にコロナ感染者はいませんよとかっていうのがやっているというのもありました。ちょっとそこまで私が自信を持って言えなかったので、やっぱり使用者責任としてその分の確認をするためのPCR検査をしたらいんじゃないか。当然行政がやるのであれば、それは行政として今度は地域の人にも雇用者というか企業にもそういう指導というのが必要んじゃないかなというふうに思って、今の質問していましたけれども、通常の方の今やっていることの答弁であったというのが今の基本的な確認になってくるのかなと。

そういう中で、コロナの感染拡大を抑制するためにも、やっぱり職員及び従業員の体調管理を行うことが求められています。ワクチン接種と併せて感染していないことを確認するPCR検査を行うことは使用者・雇用者の責任になります。町としてPCRへの検査への助成というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

先ほども申し上げたとおり、私どもにつきましては、一日も早く町民全員がワクチン接種をして日常を取り戻すことが第一なのかなと思っておりますので、現段階でのPCR検査への助成等については考えておりません。御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） これだけ蔓延してきているというのもあるので、やっぱりできることを、予算も当然関係してくるんだけど、やれることを一つずつやっていくということも大事なんだということ述べておきたいと思います。

町長に聞きます。コロナ感染防止のためには、全ての希望する町民への接種が必要になります。高齢者のワクチン接種は進んでいますが、全ての希望する町民へのワクチン接種はこれからの課題になります。そのためには、町民や入所者、お客さんへの感染を防止するためにも本人の現状確認が必要になります。使用者責任として、職員、従業員へのPCR検査の費用負担を行うべきだと思いますがどうでしょうか。また、町内の雇用者へ同様の通達を出すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

使用者責任、雇用者責任としてのPCR検査ということで、今総務部長そして保健福祉部長からもお答えさせていただきました。手指消毒とか検温とかというのは役場でも用意させていただいております。あと、手洗い、マスク等は自分で自分の身を守るということになると思っておりますが、新しい生活様式がここ1年ずっとそれぞれ経験して、そして知見を高めて浸透していく中で、ワクチンの接種が始まりました。私たちは、町民全員が一日も早くワクチンを接種できるように、マンパワーまたは全力投球でやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、大きな3点目、土地の有効活用についてです。

農業で家族全員を養っていくことができなくなっている、その象徴が兼業農家になり、耕作放棄につながっていくのだというふうに思います。耕作放棄した後の土地活用を考えていくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

初めに、近年市街化調整区域内で水田を埋めている土地がありますけれども、こちらの多くは畑に形状を変更する届出となっており、一概に耕作放棄地ではないということを御理解いただければと思います。しかしながら、本町の農業の現状につきましては、町長答弁のとおり、農業従事者の高齢化や担い手不足などによって農業経営や継続が難しくなっており、耕作放棄地の増加が懸念されております。

そのようなことから、農地を効率的・効果的に活用するためにも、農地の集積・集約化に取り組み、意欲ある担い手の育成、確保に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁で、農地の集約化という話が出てきました。当然調整区域の中で農業促進区域になっていけば、それをやっていくために、やっぱり個人経営で大変になってきたときには集約化という話が当然出てくるんだろうなと。その集約化をするためにも、今度はどういうふうに集約するかという話が多分出てくるんだというふうに思います。それは、今回二本立てにしていますので、ちょっと農業の継続のほうの話で、今の部分に確認をしていきたいというふうに思います。

耕作放棄につながっている部分のその農地の部分なんですけれども、やっぱり町内では市街化調整区域の中でも、農道ではなくて公道とか町道、要は建物が建てやすいところと言ったら語弊があるかもしれないけれども、そういうところに面している箇所もあるというふうに思います。それらの区域は、市街化区域への編入条件等に加えることによって、土地の活性化がもっと進むと思うんですけれども、そういうふうにはできないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

市街化区域の編入につきましては、先ほど町長が答弁申し上げたとおり、宮城県の区域マスタープランに位置づけすることや、高い事業担保、そして既存市街地と連担性のあることなどが必要となりますので、単に町道、公道に面しているということだけで編入の条件に加えることは難しいものと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 県の基準からいってしまうと今の答弁なんですけれども、今の利府町の

現状は見ておかなきゃならないんだろうなというふうには思います。やっぱりもう、今本当に農業を継続して進めていくんだというのは大変な時代になっているんだろうなというふうに思うんですよね。当然、私の家もそうですけれども、戦後の農地解放あの頃畑をちゃんとみんなが持って、農業で食べてきたというのが当然あるんですけれども、やっぱりあの頃でもその農業だけで食べていけないので、うちのおふくろなんかも、おやじは日雇いに出て、おふくろは塩竈に働きに出て、それであと畑もやりながら子供3人を高校にやっけて、みんな稼いでいるわけなんですけれども、やっぱりそうしないと食べられなかった。だから、今でも農業をやっている方で、本当に生産だけで食べていこうと思えば、実際にやっぱり1年間の間の3分の1とか4分の1を働いて、あとその収益だけで子供を含めては食べていけるまでいかないというのが今の現状なんだと思うんですよね。そうすると、やっぱりそれをどんなふうにしてやっていくのかというのが基本的にはあるんだと思います。

そのためには、やっぱり今集約という、私も書いたんですけれども、やっぱり共同作業での耕作継続も視野の一つとなるんだろうな。要は、そうすると今まで10人いた人が、今度は共同経営になって一つにして一昨々年視察に行ったときに、大規模化と機械化と共同経営の中で、茨城だけで16世帯ぐらいあった人たちが、実際にはやっぱりもう1世帯になっちゃった。もうみんな働いているんでね、そこで固執しなかったんだけれども、やっぱりその1世帯になって機械化になってやっけて、でも大変なんですと、機械買ったときのその返済がという話を聞かされながら、でも本当に大規模化になってやっていた。それでやっぱり進むところはいいと思うんですけれども、その進めるために町であったり農協での支援策というのは今あるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

農業の振興につきましては、総合計画の基本計画にも位置づけられておりまして、重要な施策であることは認識しておりますが、同時に様々な課題も、今の利府町の農業振興については課題がたくさんあるということの状況であります。これまでも、JA仙台をはじめとします関係機関と連携を図りながら、農業従事者等に対する支援等に努めてまいりました。なかなか新しい施策というのは見いだせないところはありますけれども、今後も引き続き生産基盤の保全や確保、効率化や有効活用に努めてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 農業を継続していくときの一番の課題ですよね、やっぱりそれは後継者

がちゃんと跡を継いでくれるかどうかというのが一番の課題なんだろうなというふうに思います。今実際に農業をやっている方で、家族総出で、要は自分の跡をちゃんと継いでくれる子供たちが、そのまま一緒になってやっているとやっぱり本当に少ないんだと思うんですよ。そういうふうになくなってきているというか、その後継者がいないということになると、やっぱりそこでもう途切れてしまって、子供も1回社会に働きに出れば、そっちのほうで働いた分で生活しているので、やっぱり農業に戻れない。それで、先ほど答弁があった集約化という話が、本当に生き様になってくるんですけども、実際やっぱり集約したときに、今度は集約化して大規模化になって、効率よくできればいいんですけども、その効率よくするために大規模化の話もするためにも、やっぱり平坦でなければならない。その機械が入っても、ちゃんと機械も1年間使いこなせるぐらいの規模でなきゃならないという部分が、やっぱり今の利府町の農業の課題になってくるんだろうな。

それで、梨屋さんの話なんかはよく聞くんですけども、その梨は梨屋さんで頑張っている部分があるんですけども、やっぱり梨屋さんでも1年間ずっと梨の生産だけで働くということとは不可能で、どうしても次の目先の課題とすれば6次化の話になってくると思うんですよ。やっぱり農業で1年間生産をする、つくる、それを今度加工する、そして販売をするまでを1人で、そのグループで全てをやっていくようになれば、本当に1年間働いて、その収益も上がってくる分だけそれはよくなるんだろうな。それをやっぱり、もう利府町していかなきゃならない、そういう指導をやっていかなきゃならないというふうに思うんですけども、その受皿づくりとかそういうのは進んでいるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

6次産業化を推進するために、平成30年9月に利府町6次産業化地産地消推進協議会を設立しております。その後、平成31年3月に利府町6次産業化戦略というものを作成しております。この計画に基づきまして、商品の開発に係る人材育成研修を開催しまして、6次産業化の知識や技術の習得を図るとともに、農業者それから各種部会、団体等と意見交換を行うなど、6次産業化を推進するため支援を行っているところであります。

昨年はコロナ禍ということで、なかなかそういった事業の推進ができませんでしたけれども、町の特産品である梨を活用した商品開発につきましては、地域おこし協力隊が収穫した梨を活用しまして新しい商品の開発に取り組んでいること、それから梨以外の農産物や水産物につき

ましても、今後付加価値の向上やブランド化など、引き続き関係機関と連携して調査研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 私の行っている梨屋さん、前にも話したかもしれませんが、私の行っている梨屋さんも本当に大変なんですよね。やっぱり梨の種類を、本当に早くとれる梨から最後になる早生赤でしたっけ、一番最後にできる、もう年が明けるまでの、種類を全部こつこつとつくっていて、ですからいっぱいあるんだけど、種類を全部分けてつくってきいている中で、その梨の販売だけではなくて、今度は梨からゼリーをつくるとか、加工して販売までやっている。やっぱりそこまでやらないと駄目で、それが自分の世帯だけでやっているんじゃないで、それをもう少し大規模にしていくことによって、本当にその6次化がうまくいくんだらうな。そういうのが梨だけじゃなくて、米でも野菜関係でもやっていくのが必要なんだらうな。やっぱりちょっとその辺はもう一度勉強しながら、もう一度皆さんに聞きたいなというふうに思います。

町長に聞きたいと思います。町長の責務として、農業で生活できる地域づくりと、転入者が生活しやすい行政サービスの充実を目標にしなければならないというふうに私は思いますけれども、町長はどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

ごめんなさい、農家所得上げること、出口戦略、6次産業化とか、結構土地の有効活用とかいろいろ御質問があったんですけども。（発言あり）

私どもは、もう6次産業化とか、土地の有効活用も含めて、梨農家さん、米農家さん、応援を、本当に支援体制はしっかりと取っておりますし、そのいわゆる商品の発露としてのふるさと納税のラインナップもしっかりと用意しておりますので、そういったところで行政サービスも行き渡るようにはしておりますし、所得も上がるようにしっかりと取り組んでいるので、より向上を目指して頑張りたいと思いますので、御教示いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、町長は頑張るぞという話で多分答弁していただいたんですけども、日曜日の河北新報の手腕点検というところで、町長が載っていました。その中で、市制移行を目指してPR、人口5万人を目指すというふうに掲載をされていました。この5万人を目指す

中で、ヘクタール当たり人口がもし一緒であれば市街化区域面積を38%増やさなければならないというのと計算が一緒なんですけれども、要は今の農地を38%減らして市街化区域を増やさなければ、人口は5万人にならない。これが私の今回の質問ね、市街化区域の拡大と同じ方向だというふうに私は思うんですけれども、町長どうでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員と意見が合うことというのは本当に珍しいことだと思うんですけれども、大変そのとおりでございまして、ただその農地はやっぱり農地として政策的にやっぱり農業で頑張りたいという方もいらっしゃいます。その調整というのが、今後5万都市または市制移行を目指す我が町には必要になってくると思います。全ての町民にとって豊かさの享受、そして可能性ある町にしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく御指導いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 新聞が、3万6,000の人口が5万の、市の昇格になれば5万だと、合併のときは3万でも市になるよという話があったんですけれども、今になればやっぱり5万だろうなど。とすると、やっぱりその1万2,000人を増やすためにどういうふうにするんだというのは課題になってくるのかなど。その課題として一番簡単なのは、農業は農業で頑張るんだという立場に立って、今の農業地域を再編と拡大を目指すのか、やっぱりでも人口は増えてくるので、そうすると農地を減らさないで人口を増やすということは、高層ビル化が始まるんだという考えがあるし、ただ今の利府町の現在の中で、林地なんかも当然ありますから、そういう意味でこの頃の市街化区域の編入が山地の開発で、あそこの整備の中でやっているという部分があるんですけれども、やっぱり今でも本当にその農業を営んでいる方たちが、本当にこれからも継続して農業で生活できる、農業できちんと収入も得て、家族みんながそして暮らせるような利府町の農業政策というのをつくっていかなくやならないというふうに思います。最後にもう1回。

今の、町長の話ありますので、そういうところをぜひ今度次回、もう一度確認をしていきたいかなというふうに思っています。

今回は、道路脇側溝の整備についてと、2つ目に新型コロナウイルス感染症に関する検査の拡大について、3番目に土地の有効活用についての3点について取り上げさせていただきました。

新たに転入された方は、利府町に住まいを求め、子育てをしながらの労働となるわけですが、住まいの基本は3世代同居が基本であります。幼児は祖父母が面倒を見、祖父母の面倒は孫が見ながら生活することが私は基本だというふうに思います。そのためにも、一般住宅が必要であり、併せて生活しやすいまちづくりを構築するのが町長の役割になります。そのために、皆さんと力を合わせて要求実現のために奮闘することを誓い、6月定例会の一般質問を終わります。共に頑張りましょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、10番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時15分とします。

午後2時01分 休 憩

午後2時12分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 9番、日本共産党議員団の安田知己です。皆さん、お疲れになってくるような時間ですので、なるべくスムーズな質問を心がけていきますので、御協力のほどよろしくをお願いします。

今回の定例会には、2点の質問を通告しております。通告順に質問をまいります。

1、学校のコロナ対策について。

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、日本の生活にも大きな影響を与えています。現在も予断を許さない状況であるが、学校生活を過ごすためには様々なリスクへの対策をしっかりと行うことが重要であると考えます。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）新型コロナウイルス感染拡大を防止するための機材や人材を拡充してはどうでしょうか。

（2）去年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で学校のプール授業を自粛していました。今年は実施するのでしょうか。

（3）コロナ禍により、オンライン授業やデジタル教材による学びなど、全国ではICT活

用教育の取組が進められています。町では、児童生徒向けの1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークなどが整備されています。運用が開始された現状を踏まえて、今後の課題をどのように把握しているのでしょうか。

2番、町民プールについて。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新しい生活様式を実践し、中長期にわたり感染症対策と向き合う中で、運動不足から身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害が懸念されます。

スポーツ振興の立場からも、町民がスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりは重要であり、町民プールを利用することは有益と考えます。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）今後の町民プールの利用促進をどのように考えているのでしょうか。

（2）昨年夏、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民プールは利用者数を制限して運営しました。その結果、施設入り口前には順番を待つ人でいっぱいになった日もありました。同様のことが起こらないよう改善を図る必要がありますが、どのように考えているのでしょうか。

（3）町民プールの老朽化に対する保守点検や修繕は、今後どのように行っていくのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願ひます。

1、学校のコロナ対策について、2、町民プールについて、いずれも教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 9番 安田知己議員の第1点目の（1）から（3）の御質問にお答え申し上げます。

まず、（1）についてでございますが、令和2年度において、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、各学校ごとに要望のあった加湿器4台、サーモグラフィカメラ1台、放射温度計1台等の機材を購入し、配置しております。補助事業を有効に活用し、感染防止に努めてまいります。

また、感染拡大防止に伴う人材につきましては、昨年度までは教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備を目的とした国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、教員の業務支援を行うスクールサポートスタッフを各学校に配置いたしました。本事業は、コロナ対応として臨時的に実施されたことから、本年度は現段階での補助事業の対象外のため配

置はしておりません。今後、補助事業が実施されることになった際は、補助事業を活用してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に、（２）につきましては、本年度は令和3年4月9日付で国より通知のあった学校の水泳授業における感染症対策を十分に講じながら、水泳授業を実施したいと考えております。

最後に、（３）についてお答え申し上げます。本町におきましては、学校におけるICT環境整備として、児童生徒に先立ち令和2年7月から教員1人1台タブレット端末を導入し、その半年後、文部科学省が掲げたGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台タブレット端末を、近隣市町村よりも早く令和3年1月から運用を開始いたしました。

今後の課題といたしましては、1つ目は授業の中で全ての教職員がタブレットを活用できるようにすること、2つ目は児童生徒がスムーズにタブレットの取扱いができるようになることでもあります。このような課題の解決に向け、各校で教師向けの研修会を開催したり、各校から情報担当者として校長から指名された教員が定期的に集まり、情報教育指導員会議を開催し、協議検討しているところでございます。

本町では、利府中学校から県の総合教育センターにICT活用推進の長期研修員として、令和元年度に1人、令和2年度に1人、2年続けて教員を派遣しております。なお、令和元年度の長期研修員は、令和2年度の学習デジタル教材コンクールの団体部門で文部科学大臣表彰を受けております。その研修を終了した教員も、情報教育指導員会議の構成員となっておりますので、研修において養った知識・経験を会議の中で共有、情報提供し、課題解決に向けて努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、第2点目の町民プールについてお答え申し上げます。

初めに、（１）についてでございますが、本町のプールは、水泳のほかに歩行、レクリエーションなど主に健康増進を目的に利用されております。特に、水を使った運動は有酸素運動として、認知症の予防、循環器能力の向上、バランス感覚の向上など様々な健康効果が得られることから、高齢者の方々の利用が多く見られております。現在は、コロナ対策として利用人数を抑制し、密を回避するなど感染防止を優先に運営しておりますが、高齢者へのワクチン接種も進んでいることから、特に高齢者の方等の利用に対しまして、健康効果の魅力を発信し、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、（２）についてでございますが、昨年繁忙期は利用者の循環が早まるように、利用時間を通常3時間から2時間に短縮し、収容制限も40人を50人に緩和し、また入り口には待ち

時間の目安を表示するなど、混雑解消を行ってまいりました。今年は、昨年の運営方法を参考にしながら、さらなる収容制限の緩和や待ち時間にプールを離れることができるように整理券を配付するなど創意工夫を行い、混雑解消に向けて努力してまいりたいと考えております。

最後に、（3）についてでございますが、温水プールは開設から24年が経過しております。まずは保守点検においては、日常点検として毎日施設の巡回を行い、状況把握に努めているところです。定期点検につきましては、主に機械や設備のメンテナンスを中心として休館日に実施し、維持管理に努めております。今後、大きな修繕などは、昨年度に策定いたしました利府町体育施設長寿命化計画に基づきながら行ってまいりたいと考えておりますが、財政負担も大きいことから、町部局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） では、（1）の学校のコロナ感染対策の機材や人材について再質問してまいります。

このコロナの感染源と感染経路を断つことが非常に大切でありますので、コロナウイルスを学校に持ち込まないことが、これは大変重要であると思います。そこでですが、コロナ禍でも学校には保護者や、あとは部外業者の人など様々な人の往来があると思います。各学校の来客口などへ、顔認証の自動検温器、この下にもありますけれども、そういったものを設置して、そのコロナ対策の強化、こういったものを図っていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス防止のためには、こういった機器の使用が大変有効だということは認識しておるところでございますので、補助事業等導入の条件等が整えば、今後学校と相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 最近のその国内メーカーの自動検温器は、顔認識やその体温測定が非常に素早く、37度以上の熱があるときや、あとはマスクをつけていなかった場合などは、音と光で警告してくれる仕組みになっているみたいなんです。やっぱりこれを来客用の玄関に設置することで、学校に来た保護者や、あとは部外業者の人の検温というのも徹底できるようになると思います。その他にも、学校に二酸化炭素測定器を常設して、目で見える形でその二酸

化炭素を確認して換気を行うなど、やっぱり様々な対策が考えられると思うんですね。新型コロナウイルスの感染拡大がいつ終結するか分からない状態でもあります。今後は、このようなコロナ対策の備品とか、あと設備とかについては、学校側のやっぱり、先ほどおっしゃいましたけれども意見を聞いて、ぜひその充実させていく方向で考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 感染防止の基本としましては、換気というものがございます。今議員お話しのとおり、二酸化炭素測定につきましては、通年は年2回、学校薬剤師の方に来校していただいて検査をしていただいて、環境の改善を図っているところでございますが、測定器、各教室にはございませんけれども、学校によっては持っているというところもございます。そういうところは養護教諭が中心になって、定期的に測定をして、環境の改善を図っているところでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ちょっと今お話しした自動検温器や、あと二酸化炭素測定器、例を挙げましたけれども、やっぱりこれも学校側のニーズだと思いますので、そういったニーズがあれば速やかに用意してもらいたいと思います。

答弁の中で、この4月から消毒、除菌をするスクールサポートスタッフが配置できなかったのは、その国からの支援がなくなってしまったということでありました。今までその除菌や消毒を担ってくれているこのスクールサポートスタッフがいたおかげで、担任の先生方はテストの丸つけだったり、あとは学習の準備など、時間的な余裕が持てたところもあるんじゃないかなと思うんですよ。4月からは、この担任の先生方が各教室の消毒作業を行っている状況のようですが、その消毒業務が各先生方の負担になっているということはないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、やはりこのコロナ禍になりまして、先生方のその消毒作業等の業務、確かに増えてございます。本町としましては、先生、教員のみだけではなくて、学校におります業務員さんとか、そういった方とも手分けして作業を行うことによって、先生方の負担を少しでも減らすという方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 学校の先生というのは、授業の準備とか、あとは事務書類の作成、あとは多様化する子供や保護者の対応、そのほかに新型コロナの影響で遅れた授業の挽回など、あとは子供のケアとか、その忙しさというのはもう相当なものだと思うんですよ。実際に4月からは、この生徒が帰った教室などは担任の先生方が消毒作業を行っております。コロナ禍のその先生方の負担を少しでも減らすためには、これは町が負担してでもそのスクールサポートスタッフを確保する必要があるのではないかなと私は考えているんですけども、これはかつて教員をされていた熊谷町長にちょっと意見を聞いてみたいんですけども、どうですか、そのサポートスタッフ、町が独自に負担してでもやっぱり補助していくべきではないのかなと思うんですが、ちょっとお考えをお聞きます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

今部長が答えたとおりだと思います。しっかりとやりくりされて、教育現場、先生の負担がなるべく重くならないようにということだったと思います。それを軽減するために、町独自でということだったのでございますが、これは安田議員のおっしゃるとおり、私も教育現場にいた人間の一人として、先生たちの大変さというのはよく分かっておりますので、教育部局としてしっかりと話し合いをしながら、何が必要なのか、そういったことを見極めながら話し合いをしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） しっかりと話し合いをしていくということなんですけれども、やっぱり熊谷町長も教員なさっていたので、教師の忙しさというのは私以上にそれは理解できていると思うんですね。やっぱり国からの支援が今まであったのがなくなったということですから、引き続きこれは国に対する要望を強くして、国とか県に要望をしっかりしていただきたいと思いますよ。これがやっぱり学校のニーズであれば、それを実現させるための最大限の努力というのは、町として頑張っていかなきゃならないとは思いますが、町長もう1回、教員が少しでも希望を持てるような答弁を私はちょっと期待しているんですけども、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） しっかりと要望をまとめて、掛け合えるところはどこでも行ってまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） よろしくお願ひしますでは駄目なんですね、期待しております。

じゃあ、次に（2）の学校のプール授業について再質問いたします。

今年の水泳授業、プール授業は実施するということですが、泳げるということは、やっぱり危険な状況を回避する上でも非常に重要な要素でもありますし、このプール授業は子供たちにとっても身近で楽しく学習ができて、かつ生活に重要な能力を培う機会でもあると思います。

そこでですが、この生徒や保護者への対応についてちょっとお聞きしたいんですけども、学校のプールの水の入替えというのは、温泉施設のように毎日ではなくて、何度も同じ水を使うと思うんですね、塩素を入れてpHを調整して。もし、このプールを使用した生徒が感染症が出た場合、どこまでがその濃厚接触者になるのかなど、様々な疑問や不安がやっぱり子供たちや保護者には出てくると思うんです。ここで、そのプールでの濃厚接触者についての説明を求めているわけではないんですけども、その辺をどのように捉えて対応をしていくのか、そこをちょっとお聞きしたいんですけども、よろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

プールの授業を実施するという事について、今議員御指摘のとおり、様々な不安、感染に対する不安があるかと思うんですが、実施する限りは、まず感染させないというところで、その予防を徹底するという事でございます。先ほど教育長の答弁にもございましたが、令和3年4月9日付で文科省から発出した学校の水泳授業における感染症対策についてというものがございます。これに従いまして、しっかりと感染対策を行うという事を保護者等にしっかりと通知をして、不安の払拭に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） コロナに感染しない、そのコロナが広がらないようにしっかりと対策を立ててプール授業に取り組むということで、いいですね、はい、分かりましたが、子供たちや保護者への説明というのも、その中でしっかりと行ってもらえると思います。

では、今年の水泳授業、プール授業は実施するということですが、夏休み中の学校のプール開放日、これはどうなるんですかね、その夏休みに子供たちが学校のプールに入れるのか、その辺をお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えします。

夏休み中のプール開放につきましては、今年度は実施しないという方向でやっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 夏休みのプール開放日は実施しないということですが、ということは、その町民プールの役割というのが大変重要になってくると思います。ここで町民プールの質問すると通告外。（「次の次だ」の声あり）じゃあやめます。プールは大きい2番で聞きます。

では、ちょっと気を取り直して、（3）のICT教育について再質問します。このICT教育ですが、どのくらいの頻度でそのICT教育を実施しているのか。具体的にどのような活用をしているのか教えていただけますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

どのような頻度ということなんですけれども、全体的に何%とかという数字は出ないんですけれども、主に小学校の高学年あるいは中学校においては、ほぼほぼの授業で使用しております。ただ、例えば50分授業の中でずっと最初から最後まで使いっぱなしというわけではなくて、導入の場面で使ったり、まとめの場面で使ったりということで、効果の上がる使用方法を考えてやっているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） では、ちょっと続けてお聞きしますが、そのタブレットを使用する上でのそのルールとかというのはやっぱり決まっているんですよね、勝手に動画見ちゃったり、大人でもやりそうなところあるんですけれども、そのルールというのはどうなっているのかちょっとお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

やはり子供たち、タブレットということでいろいろ興味を持って使うかとは思いますが、学習で使いますので、まずは大前提として学習以外のことには使わない。それから、せっかく1人1台に配付されておりますので、他人には貸さない。そのほか、乱暴に扱わないというようにところをまず学校でルールとして決めております。そのほか、各学校においていろいろ使用のルールについては子供たちに説明をしているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） よく理解できました。この新型コロナウイルス下の一斉休暇の教訓から、

学校業務のICT化の動きというのは、これ加速したと思うんですね。今年度は、そのタブレット端末の1人1台の配付が進んで、学校はデジタル化への対応に迫られていると思うんですよ。教員の忙しさ、ちょっとお話ししましたけれども、教員の忙しさを考えると、教員の負担増や、あと疲弊、こういったものが心配になってくるんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

先生方、新しいことに取り組むことが多くということで、このタブレット使用もそうかと思うんですけれども、各校校長が指名しました情報教育指導員という教員がございます。ICTにたけた先生とかを指名しているわけでもございますが、その教員を中心に校内で研修会等開いて、分からない教員の助言に当たったり、そういったことで負担の軽減等に努めているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 答弁では、情報教育指導員の先生が中心となって、学校全体でICT教育に取り組んでいる状態だと思います。なぜこの話をしたかと申しますと、教員の厳しい労働環境というのは、データにもこれ表れていると思うんですね。OECD経済協力開発機構の2018年の調査になるんですけれども、日本の中学教師の1週間の仕事時間というのは56時間になっているんですね。48の国と地域の中でも、これ最も長く働いております。特に、この中学の部活動などの課外活動や、あとは事務作業が突出して長いというのがその特徴だと思いました。あと、2019年度にうつ病とかそういったもので休職したり、あとは1か月以上休んだ教員というのは、国公立の小中高などでは合わせて1万人近く上っているという情報もあるんですね。こういった教員の現状を考えると、やっぱり町独自にですねこれも、ICT教育に対しての教員を支援していく、例えば加配する、そういった施策というのが今もう本当に必要になってきているのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

先ほどお話し申し上げました各校の情報教育指導員のほかに、教育長答弁にもございましたが、町としてはそういった先生方をお集まりいただいて、情報教育指導員会議等を開いてございます。そこで、各校の先生方に、こういった助言をしたらいんじゃないかと、こういう対

応をしたらいいんじゃないかというところを話し合っていて、それを伝達していただいているというようなところで、先生方の少しでもこのICT、タブレット使用に対する負担軽減を図っていききたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 情報教育指導員の方が、その研修に行って、その研修を持ち帰って、その他の先生を底上げしていく、その先生を中心に学校全体でICT教育を底上げしているというのが、多分教員に対してのその支援なんだよということだと、今の答弁では思うんですけども、ただちょっと聞いていただきたいんですけども、ある女性教員ですこれ、名前は誰先生だとは言わないんですけども、ICTを使っていろいろと挑戦したい授業はたくさんあるけれども、その授業以外の校務に追われる中で、準備が十分に行えるかどうか難しいと、心配だと、そういう話していたんですね。やりたくないじゃなくて、やりたいんだけど、準備ができるかどうか本当に難しいんだというふうな、本当にそういった声なんです。文部科学省の調査によりますと、この授業におけるICT活用が進まない最大の理由は、そのICT活用をサポートしてくれる人材がないことだとされております。町外の話ではありますけれども、ある学校ではそのICT担当の教員をフリーにして、自由に動けるようにして、各教員の各教科を支援しているそうです。町でも、そのICT教育を専門に行う人材を確保して、学校のICT化を、そして学校のICT化を実践的に支援していくという考えが必要なんじゃないかなと思うんですよ。言い換えるというか簡単に言いますと、そのICT支援員の加配についてどのように考えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

このICT加配に限らず、加配については県のほうから要望等があればということで、県が配置するとなればこちらから希望を出すというようなことで対応しております。当然こういった通知が来れば、それを検討して対応していききたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 文部科学省は、この学校のICT化を進める中で、このICT支援員は不可欠な存在であるという考えみたいです。2022年までに、4校に1人のそのICT支援員を配置することを目指しております。町でも、待っていないでというんですかね、やっぱり先行して人材の配置と予算の導入を、せつかく1人1台のタブレットがもうあるわけですから、検

討していただきたいと思います。

次に、各学校にその高速大容量の通信ネットワークが整備されていますが、例えばこのネットワークが切れたり、あとは遅くなったりするということはないのでしょうかね。つまり、大勢の生徒が動画コンテンツなどを使用すると動作が遅くなったり、画面がかくかく動いたり、音声途切れ途切れになったりすることはないのでしょうか。そのネットワーク回線の通信速度が十分なのかどうか、ちょっと専門的な話になるかもしれませんが、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

一応本町としましては、国の仕様どおりに容量を設定しておりますので、不足はないと考えておりますけれども、今後学校のほうからそういった不具合等の連絡があれば、適時対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 国の基準は十分満たしているんだということだと思うんですけども、この文部科学省が示している学校LANモデル調達仕様例とか、ちょっといろいろ見てみたんですよ。そうすると、あまりにもこの示している回線速度というんですか、回線の内容がちょっとみんなで使っても大丈夫なのかなと心配になるような内容だったので、この質問をしました。やっぱり国のほうもある程度予算があるので、削減して削減してこの案を出してきたんじゃないのかなというところもあるんですよ。そして、それが実用に耐えるものなのかという、ちょっとその辺も疑問ではあるんですよ。町のネットワーク回線がどうだとか、あと物理的に通信速度が何Gbpsあるとかっていう、そういう専門的な話はこの場でしないですけども、例えばそのWi-Fiルーターの同時接続可能数は100台とか40台とかあっても、多くの生徒が同時にそれを使っちゃうと、ネット回線が快適に使えなくなるという可能性もあり得ると思うんですよ。ですので、やっぱり実際使った上での検証というのが必要なのかなとは思っていますよ。今後、このICT教育を大きく発展させていく上で、この通信速度の不足などあれば、やっぱり町としてもそのネットワーク回線の見直しとか増築というのも考えていくべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、せっかく物はあっても使えないということではいけないと思いますので、今後学校のほうからそういった不具合等がありましたら、改善するように検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） まだ始めたばかりですし、当分の間は大丈夫な回線だとは思いますが、やっぱりこれがどんどん広がっていくと、皆さんが子供が同時に使ったりすると不足があるのかななんてところもありますので、その辺はちょっとしっかり見ていてもらいたいと思います。

では、この新型コロナウイルスの感染が広がって、生徒が学校に通えなくなったときなど、将来的にはその自宅にタブレット端末を持ち帰って使用する話があったと思います。具体的にどのような計画を考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 将来的には、今議員お話のとおりですね、持ち帰って学習ということを考えておりますけれども、今の段階ではちょっとまだそこ、ルールづくり等含めまして検討しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今ルール作りをしてるということですがけれども、大前提となるというか、その家庭でタブレット端末を持ち帰っての運用では、やっぱり家にインターネット環境やそのWi-Fi無線環境がなければ、そのタブレット端末のメリットというのは最大限に引き出せないと思うんですね。各家庭でのそのインターネット環境、私もそのアンケート来たんですけども、その辺は整っているのか、その辺はつかんでおりますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

整備状況を調査した結果、手元の資料では9割以上の回答率で、95%以上の世帯でWi-Fi環境は整っているということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 95%、ほとんどの家庭でネット環境があるという話ですが、それでも5%の家庭では、そのインターネット環境やWi-Fi無線がない状態です。そういった家庭の支援とか、そういったのも当然これは考えていると思うんですが、どのように行うのか、

検討しているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

5%の家庭でということでしたので、まだ具体的にはいろいろ検討しているところでございますが、例えばモバイルルーターの貸出しとか、そういったことを含めまして、あとは近隣の市町村の状況等も確認いたしまして、本町としても検討し対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今いろいろ検討しているところだと思いますが、今野議員の一般質問でもありました、子供の7人に1人は今貧困状態にあると言われております。やっぱりそういった経済的にインターネット環境を用意できない家庭には、モバイルWi-Fiルーター、これもしっかりと貸出ししていかなければ駄目なんじゃないのかなと思うんですよ。また、その就学援助制度や、あとは生活総合による支援もそれ可能なかどうか、その辺に対していかがでしょうか。その使えるのか使えないのか、そのモバイルルーターとかそういったネット環境に。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） こちらのほう、まだ検討しておりまして、利用できるとかそういったところの確定のお答えは、ちょっと今できない状況でございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。まだ分からないところですけども、やっぱりこれは今後の課題だと思いますし、貧困状態にある家庭の人が、モバイルルーターを貸出ししてもらっても、今度それに毎月の通信費というのがかかってくるものですから、その辺も補助できるかどうか、その辺もやっぱり検討してこれから考えていっていただきたいと思っております。

では、次に生徒がその自宅に持ち帰るタブレット端末について、例えば、これ今からやるんですけれども、セキュリティ面とかというの、しっかりとこれしていかないと、ただ持って帰ってもらっても困ると思うんですけれども、その辺については今学校でどのような対策を考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

子供たちが使うタブレット等につきましては、フィルタリングを全てかけている状況でございます。したがって、有害サイト等にアクセスはできないという状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） フィルタリングをかけて、悪いサイトにはアクセスできないようにしっかりとしているんだということでもありますけれども、じゃあタブレット端末の置き忘れとか、あと誤作動、そういったそのヒューマンエラーに対する対処ってどうするんでしょうか。あとは、そしてそのタブレット端末の故障に対する対応とか、あと破損の際の保証、こういったものもちょっと考えていかなければならないと思うんですが、その辺はどのように検討しているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） ヒューマンエラーについての対応ということなんですけれども、正直申しましていろんなケースがあるかと思えます。当然故意でなくて落としてしまって壊れたとか、そういった状況があります。万が一壊れたときには、保護者なり子供のほうから学校のほうに状況を説明していただいて、学校のほうから教育委員会のほうへ、こういった状況で壊れましたという報告書が上がってまいります。その内容を検討して対応してまいるといふふうに、今方向で考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。ケース・バイ・ケースで対応していくんだということだと思います。

じゃあ、（2）の町民プールについて質問していきたいと思えます。

その前にちょっと、菊池部長が答弁してくれると思うんですけれども、菊池部長、失礼ですけども、町民プールに行ったことっておありでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） はい、行って見てまいりました。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） では、話がかみ合うんじゃないのかなと思えます。この町民プールの役割を、町としてはどのようにまず捉えているのか。町として、町民からどのような施設が求められていると町としては感じているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

教育長も先ほどの答弁で申しておりますけれども、町民プール、健康増進が主な目的として利用されているのではないかなというふうに考えております。特に、高齢者への健康の効果は非常に高いものがあるんじゃないかなというふうに認識しておりますので、その点を今後も求められている役割と理解して運営してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 答弁で、高齢者に対して健康の効果があるということが非常にね、それで利用の促進していく答弁をもらったんですけども、このコロナ禍でも、そのフィットネス業界というのは、プールも関係してフィットネス業態というのはV字回復している業界でもあるようなんです。それは、町民プールの近くに今出店しています24時間型のエニタイムフィットネスを手がけるファストフィットネスジャパンが、このコロナ禍の昨年の末に東京証券取引所のマザーズに上場を果たしているということからも理解ができると思うんです。私は、その町民プールの利用促進を図るためのこの課題というのは、やっぱり宣伝活動なんじゃないのかなと思うんですよ。町民プールの近くの某スーパーというともう分かるからはっきり言えますけれども、ビッグの敷地に、先ほどお話ししましたそのエニタイムフィットネスがありますが、コロナ禍であってもこの施設を宣伝するチラシが複数にわたってポスティングされているんですよ。ですので、やっぱり町民プールでも、もう少しこの施設の周知を行って利用者の促進を図ってはどうかなどは思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

今の段階で、ちょっとポスティングというところはなかなか難しいのかなというふうに考えます。ただ、本町はプールあるいはそのトレーニングルームですね、先ほど申しあげました競技力向上というよりは健康増進が目的ということで、その辺を十分にセールスポイントとして今後PRしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） あと、ちょっとこれも要望なんですけれども、この利用促進を考える上で、現在町民プールを利用している人がどんなことを考えているのか、何を望んで町民プールを利用しているのか、あとは何が不足しているのかとか、そういったのが分かれば、その対応

も検討できると思うんですよ。ですので、やっぱり利用者へのアンケート調査、こういったものも行って、利用者のニーズをつかんだ上で、その利用促進と施設の充実を検討していく方向がいいのではないのかなと思うんですが、いろいろ塩釜体育館とか多賀城体育館、プールはないんですけれども、そういったところその利用者のアンケートって今取って、そのアンケートの結果でいろいろ変えているというところもあるんですね。ですから、やっぱりぜひそういうアンケート調査というのも行ってもらったほうがいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、やはり利用者の立場に立ってというところが一番大事かなというふうに思います。現在、頻繁に御利用いただける方からは、御意見や御助言をいただいて運営のほうに生かしているところではございますが、御指摘のアンケートに関しましては今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今答弁でありましたように、利府の町民プールには古くからのファンの方が何か大勢いらっしゃるという話がありますので、ぜひその方の利用者の意見を聞けば、すごく参考になると思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、運営に関してですが、例えば朝早くの朝トレとか、あと前にも町長おっしゃいましたけれどもナイトプールとか、そういった時間帯を工夫すれば密にならない運用ができると思うんですね。やっぱりそういったものをまず考えてほしいなと思いますし、また今サブスクというか、いろいろ多分調べてもらえれば分かるんですけれども、そういったものや、あと定額制の導入というのも検討する時期に入ってきているんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどんなふうに考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長のほうがいいんじゃないのこれ、答弁。運営面だから。教育部長。

○教育部長（菊池信行君） サブスクリプション、それから定額制の導入についてでございますけれども、メリット・デメリットがあるかなというふうに思います。例えば、このコロナ期間で閉館というふうになった場合には、せっかく定額使っていても使用できない時期があるというようなことなんかはデメリットになるかなというふうに思います。それから、議員御指摘い

いただきました朝とか夜間の運営、開館ということについては、やはり人の配置が必要になってまいります。人件費等の問題等もございますので、ちょっと今のところは難しいかなと考えるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 民間のスポーツ施設というのは、今時間帯を工夫して密にならない運用を実施しておりますので、やっぱり参考にできるところは大いに参考にさせていただきたいと思っております。

時間もちょっとあれなので、少し飛ばします。（2）の町民プールの混雑解消についてちょっと聞きたいんですけども、今年は先ほど学校のところでお話ししましたけれども、夏休みのプールの開放日がないということで、ということは子供たちが思い切って体を動かせる機会が減ってしまうので、炎天下で遊ばれるのもちょっと心配なので、やっぱり今年の夏は町民プールに行く人が多くなると感じます。そこでですが、例えば町のホームページで、そのプールの混雑状況や、あと待ち時間というものもお知らせできれば、事前にそのプールがどういう状態なのか分かるのでいいのかなと思うんですけども、そういったのは可能なのかどうかお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

まず、ホームページ等でお知らせなんですけれども、担当に確認したところ、やっぱり新しくシステムを構築しなければいけないというところもありまして、ちょっと難しいということでした。その代わりとっては何ですが、先ほど教育長答弁にもございましたが、今年度は整理券のほうを配付いたしまして、あと何人ぐらい待てば自分が入れるというふうな目安にいただければというところで実施してまいりたいなと、そういうところで混雑緩和ということを行っていきたいなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり今のホームページですとリアルタイムで発信しなきゃならないのでちょっと難しいのかなとは思っていたんですけども、混雑解消の対策として整理券の配付をするという答弁がありましたので、昨年よりは待ち時間の目安になったり、待ち時間が解消になることも期待しております。いろいろな角度からこれは検討を図って、混雑の解消と利用促進という、その両立させるのが非常に難しい問題だと思いますが、頑張ってください。

と思います。

では、最後の（3）のプールのその老朽化についてちょっとお聞きしたいと思います。町民プールでその老朽化している箇所というのは、数えればいっぱいあるんだよと思うんですけれども、例えばろ過機とかボイラー機以外に電気配線とか配管とか、現在判明しているとか分かっているところというのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

御質問の老朽化の部分でございますが、これまで行った調査によりますと、主なものとしましては建物本体のトップライトや屋根の防水、それから設備面ではろ過設備や配管設備等、また空調設備等修繕が必要ということになっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今ざっくりと話してくれたので、そのほか探せば、周りはずごくきれいなんですけれどね、探せば探すほど数多く出てくるのかなというところだと思います。今後、この町民プールを運営していく上での修繕費というのはどのくらいかかると、前何億とかという話もあったんですけれども、その辺は現状どのくらいかかると試算しているというか、分かる範囲でいいのでちょっとお願いしたいんですけれどもどうでしょうか、修繕費です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 大変申し訳ございませんが、手元に正確な資料がございませんので、これぐらいというのはないんですけれども、その物、設備によって数百万から数千万かかるもの、いろいろございます。そういったふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 修繕費は大分かかると私は思っているんですけれども、じゃあその修繕費をどのように捻出するかというのが問題になってくると思うんですね。その辺については何か考えていることがあればちょっと教えてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 最終的には事務局と相談ということになりますけれども、施設の長寿命化計画も策定してございますので、それにのっとって進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 修繕箇所の多分優先順位を考えて整備していくということだと思うんですけども、やっぱりその利用の幅や利用者が広がれば、この町民プールの存在意義というのは今よりもっと高まるのではないかと思います。そのためにも、やっぱり先ほど部長がおっしゃいました、町民プールが修繕のために長期間休みにならないように、直すところはしっかりと直すような方針でいってもらわないと、ちょっと皆さん困ると思うんですよね。その辺をここはちょっと町長にお聞きしたいんですけれども、その直すところはしっかりと直す方向で町民プールは考えてもらいたいと思うんですけれども、御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

本当に必要なことは、町としてはしっかりとやっているつもりでございますが、なお不足、不備な点がございましたら、またいろいろと教えていただきたいなと思います。プールも、私の印象では町外の方の利用者もかなり多いなと思っております。料金設定、先ほどのお話ありましたけれども、料金設定でかなり工夫の余地がそういったところにも転がって、横たわっているのではないかなと考えるもしておりますが、まずは私も部制をしいてから、部長または課長に、お金がないということだけは言わないでほしいということを行いました。そのお金をどういうふうに生み出すか、持ってくるかというのは町長の仕事だと思っておりますので、しっかりと皆さんが、部下が「お金ない」と困らないように、私が責任持って財源確保に奔走したいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） そうですね、継続的にプールに通っている高齢者の人とかにちょっと聞いたんですけれども、せっかく体調がよくなってきたのに、プールが休みになると、気持ちのせいか体のせいか、体調が落ちるらしいんですよ。またプールが直って、調子が出てきたとなると、どこかでまたお休みとなるみたいなので、でもその方はやっぱりファンなんだろうね、ずっとその町民プールを使用しているということがあるみたいなので、やっぱり直さなきゃならないところはしっかりと財源を確保して直してもらいたいと思います。

じゃあ、最後にこの町民プールは今セントラルスポーツさんに業務委託されております。将来的にこの運営というのはどういうふうになっていくのか、その計画などあれば、その辺を最後にちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） それではお答えいたします。

今町民プールについて教育部長のほうから、町長のほうからそれぞれお話をさせていただいたところでございますが、今やはり修繕がかなり必要にはなってきているということで、施設の長寿命化計画でどのぐらいの規模で直していかなくてはいけないかというのがある程度出てきているんですね。それで、1回に大きな財源を入れて直すというよりは、年間通して必要なところから修繕をしていくということで、修繕については平準化を図っていこうというのが今町の考え方です。

それから、今プールも含めて十符の里パーク全ては、今民間のほうに委託をしているんですけども、これから様々なサービスも向上させていきながら、コロナ禍の中でいろいろ考えなくてはいけないこともたくさんあると思うんですけども、委託からできれば指定管理のほうに、指定管理制度を導入する方法で今考えております。これについては、もう数年前から、体育館等についてはできれば指定管理に移行したいということで、町のほうは内々にはずっと進めてきたんですけども、今回長寿命化計画のほうで修繕のほうの方向性もある程度出ましたので、そういう形で今進めております。ある程度構想がまとまりましたら、議員の皆さんのほうにもお示しをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今副町長に説明されて、何か理解しましたというか、今後どうなるかやっぱり私たちも勉強しなきゃならないですし、大変その、今考えていることは本当に理解できました。これからも、ぜひその利用者の意見を考えながら、町民の意見を聞きながら、町民プールというのは利用促進につなげてもらいたいと思います。またこの話題、いつかまたやりたいと思いますので、ぜひそのときはよろしくお願ひします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番 安田知己君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日6月10日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日は休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は6月11日です。定刻より会議を開きますので、御参集願ひします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時07分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年6月9日

議 長

署名議員

署名議員